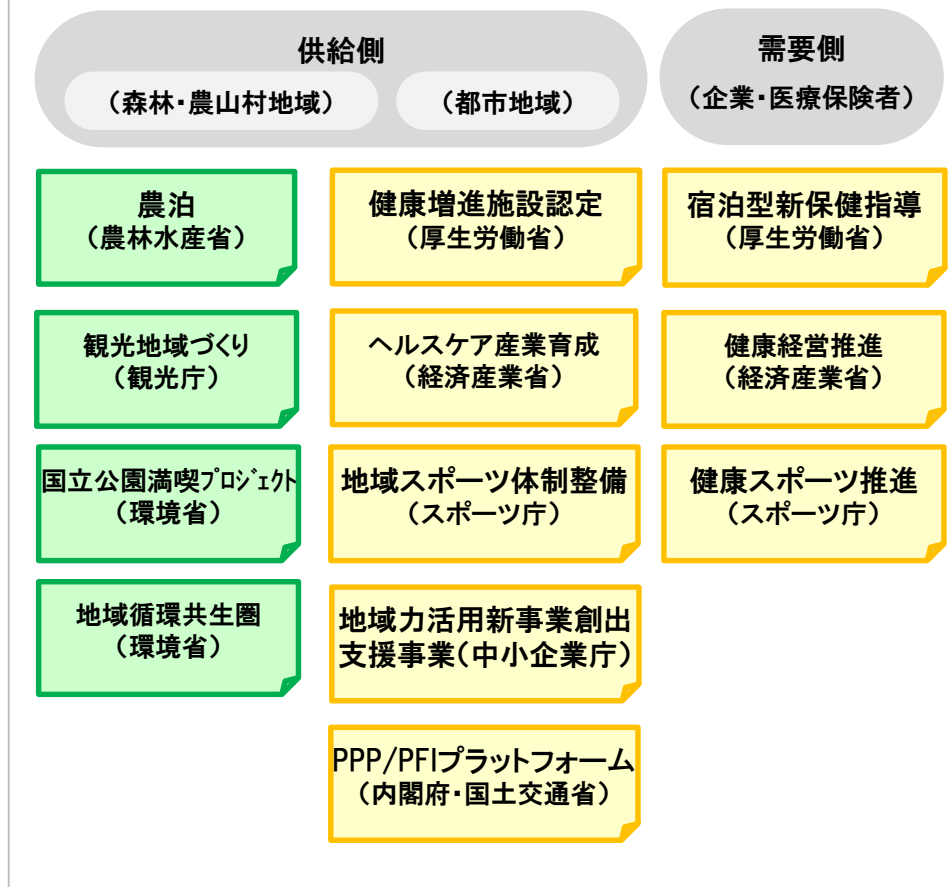


令和元年度「森林サービス産業」検討委員会  
 関係省庁等の支援施策・推進体制の概要(健康経営関連)

資料2-1

資料No.	関係省庁	支援施策
資料4-2①	農林水産省	「農泊」推進対策
資料4-2②	観光庁	地域固有の文化・自然等を活用した観光資源の整備 観光産業における人材確保・育成事業 広域周遊観光促進のための観光地域支援事業 観光地域づくり法人による宿泊施設等と連携したデータ収集・分析事業 テーマ別観光による地方誘客事業
資料4-2③	環境省	国立公園満喫プロジェクト
資料4-2④	環境省	地域循環共生圏プラットフォーム形成
—	環境省	新・湯治、ONSENガストロノミーツーリズム
資料4-2⑤	中小企業庁	地域力活用新事業創出支援事業
資料4-2⑥	厚生労働省	保険者の予防・健康づくりのインセンティブ制度
資料4-2⑦	厚生労働省	健康増進施設認定規定
資料4-2⑧	厚生労働省	宿泊型新保健指導(スマート・ライフ・ステイ)
資料4-2⑨	経済産業省	ヘルスケア産業育成
資料4-2⑩	スポーツ庁	Sport in Lifeプロジェクト FUN WALK PROJECT スポーツエールカンパニー制度 運動・スポーツ習慣化促進事業 スポーツによるまちづくり・地域活性化活動支援事業
資料4-2⑪	内閣府	PPP/PFIプラットフォーム

【各省庁の支援施策の位置付け】  
(イメージ)



※ 各施策の支援内容について、「人材開拓・育成支援」、「プログラム開発支援」、「マーケティング支援」、「事業化支援」、「プロモーション支援」、「調査研究支援」、「資金的支援」等の観点から、支援内容を整理予定

- 「農泊」とは、  
**【利用者】** 農山漁村地域に宿泊し、滞在中に地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ「農山漁村滞在型旅行」。  
**【提供者】** 地域の中で「宿泊」、「食事」、「体験」を提供できる形を備えていることが必要。
- 宿泊を提供することで、旅行者の地域内での滞在時間を延ばしつつ、滞在中に食事や体験など地域資源を活用した様々な観光コンテンツを提供して消費を促すことにより、地域が得られる利益を最大化。
- そのためには、地域の関係者が一丸となって、農泊をビジネスとして取り組むことが重要。

## 農泊（農山漁村滞在型旅行）



## 農泊推進体制

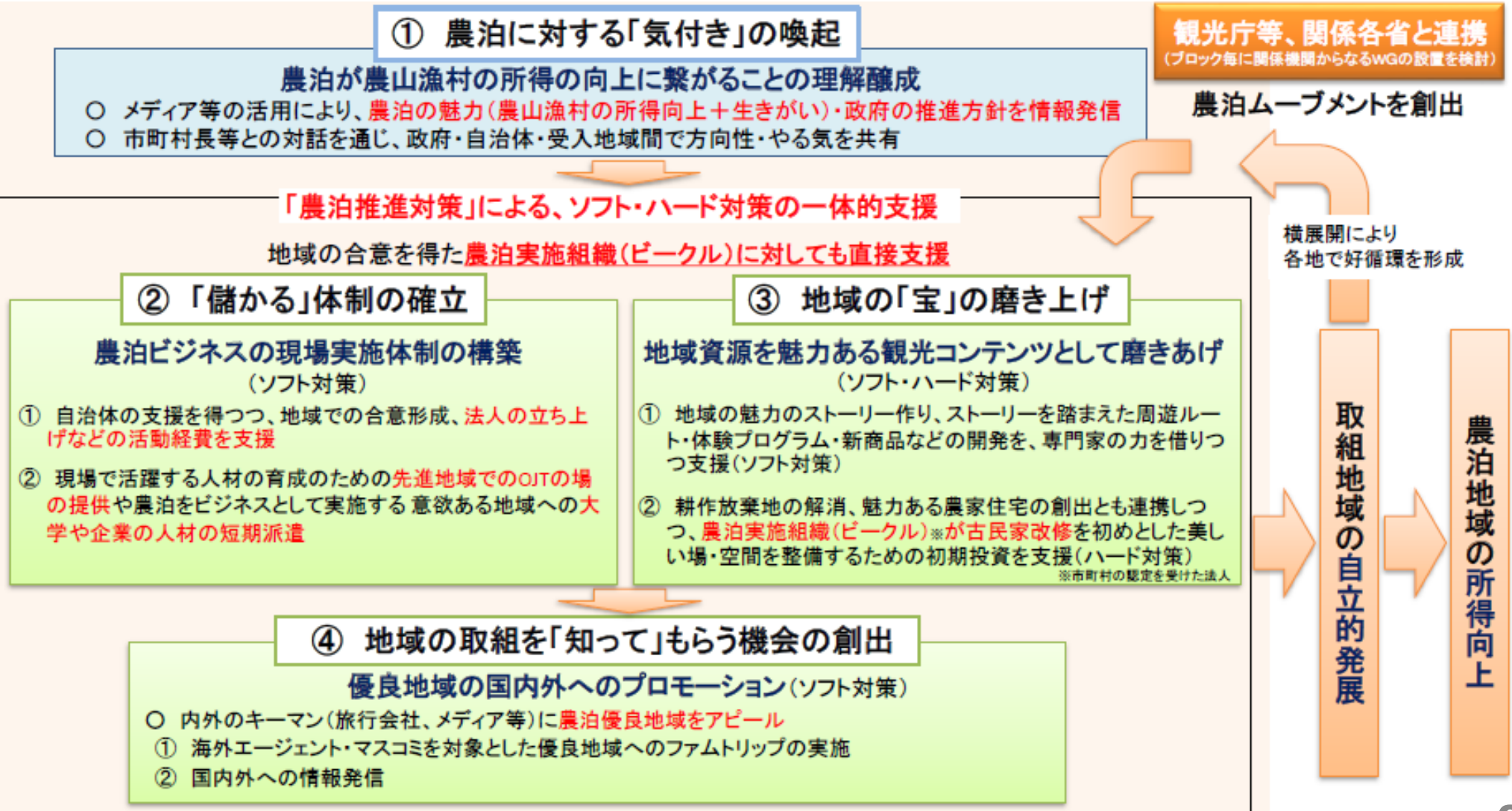
法人化された**中核法人**を中心として、多様な関係者がプレイヤーとして**地域協議会**に参画し、**地域が一丸となって取り組む**。



※ 中核法人の主たる事業は、農林漁業関連、観光協会等の非営利事業、体験・ガイド、宿泊事業等

# 農山漁村振興交付金「農泊推進対策」

○ 農山漁村滞在型旅行「農泊」を、持続的なビジネスとして実施できる体制の整備のため、自立的な運営が図られる法人組織が担う体制を構築した上で、**魅力ある観光コンテンツの磨きあげ**への支援、**プロモーションの強化**を図るため、農山漁村振興交付金に「**農泊推進対策**」を新設し、ソフト・ハード対策を一体的に支援するとともに、国内外へのPRを実施。**観光庁等とも連携**。





### <対策のポイント>

「農泊」を持続的なビジネスとして実施できる地域を創出し、都市と農山漁村との交流や増大するインバウンド需要の呼び込みを促進することで農山漁村の所得向上と地域の活性化を図るため、地域による実施体制の整備や観光コンテンツの磨き上げ、滞在施設等の整備等を一体的に支援するとともに、戦略的な国内外へのプロモーションや地域が抱える課題解決のための専門家派遣等を支援します。

### <政策目標>

- 都市と農山漁村の交流人口の増加（1,450万人〔令和2年度まで〕）
- 「農泊」をビジネスとして実施できる体制を持った地域の創出（500地域〔令和2年度まで〕）

### <事業の内容>

### <事業イメージ>

#### 1. 農泊推進事業

- 国内外の旅行者の農山漁村地域への呼び込みを促進するため、農泊の推進体制構築や地域資源を活用した魅力ある観光コンテンツの磨き上げ、インバウンド受入環境の整備及び専門人材の確保等を支援

※ 人材交流・ビジネス支援対策(770百万円)も活用し支援

#### 2. 施設整備事業

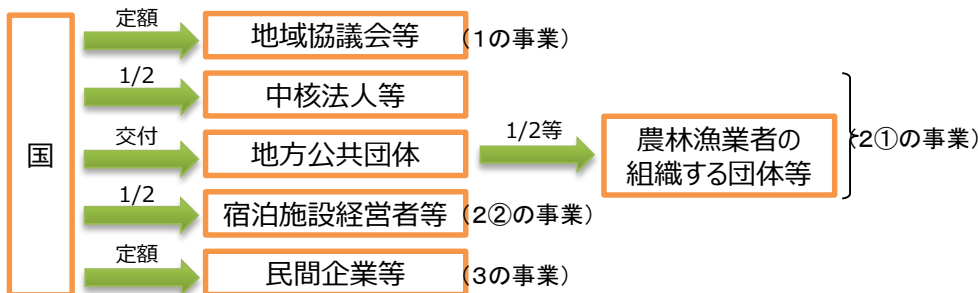
- ① 古民家等を活用した滞在施設や体験・交流施設、活性化計画に基づき農泊に取り組む地域への集客力を高めるための農産物販売施設など、農泊を推進するために必要となる施設の整備を支援(市町村・中核法人実施型)
- ② 地域内で営まれている宿泊施設の質の向上のため、インバウンドを含む個人旅行者等の多様なニーズに合わせた宿泊施設の改修を支援(農家民泊経営者等実施型)

#### 3. 広域ネットワーク推進事業

- デジタル情報を活用した戦略的な国内外へのプロモーションや大規模展示会への出展・商談会の開催、高度な経営ノウハウの習得などの課題を抱える地域に対し、ワンストップで課題に応じた専門家派遣・指導を行う等の取組を支援

※ 下線部は拡充内容

#### <事業の流れ>



#### 【1の事業】

- 事業実施主体 地域協議会、地域協議会連合体、DMO等
- 事業期間 2年間等 ○ 交付額(1年目 800万円、2年目400万円+人材250万円)



地域資源を活用した体験メニューの開発



地域の食材を活用したメニュー作り



インバウンド受入環境の整備  
多言語への対応 Wi-Fi環境の構築 トイレの洋式化

#### 【2①の事業】

- 事業実施主体 市町村、地域協議会の中核法人等
- 事業期間 2年間 ○ 交付率 1/2 (上限2,500万円、5,000万円、1億円)

#### (活性化計画に基づく事業)

- 事業実施主体 都道府県、市町村、農林漁業者の組織する団体等
- 事業期間 原則3年間 ○ 交付率 1/2等



古民家を活用した滞在施設



廃校を改修した大規模滞在施設

#### 【2②の事業】

- 事業実施主体 地域協議会と地域内の農家民泊経営者等との連携体
- 事業期間 1年間 ○ 交付率 1/2(上限1,000万円/軒)

#### 【3の事業】

- 事業実施主体 民間企業、都道府県等
- 事業期間 1年間
- 交付率 定額



課題に応じた専門家の派遣・指導

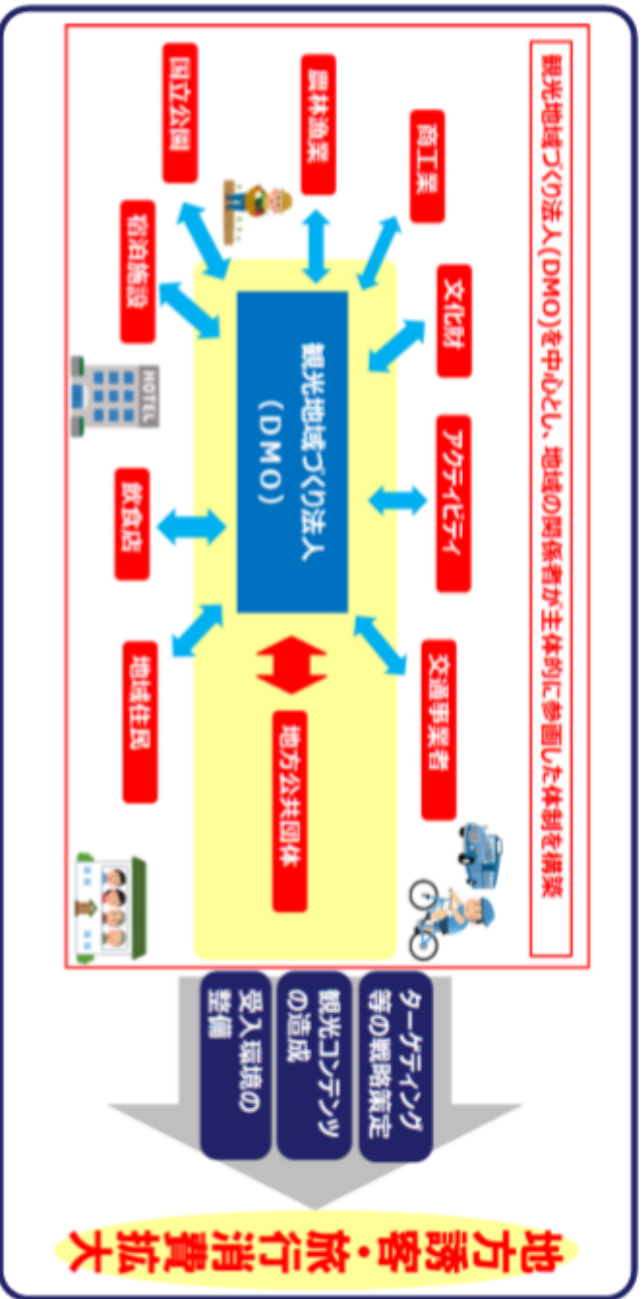
【お問い合わせ先】 農村振興局都市農村交流課 (03-3502-5946)



3. 地域固有の文化、自然等を活用した観光資源の整備等による地域での体験滞在の満足度向上

○地域の観光戦略推進の核となる観光地域づくり法人（DMO）の改革  
 ○地域資源を活用したコンテンツの造成等

観光地域づくり法人（DMO）を中心に、観光資源の磨き上げや多言語表記等の受入環境の整備等の善地整備等の取組を進め、地方への誘客や消費拡大を図る。



○文化財や国立公園等に関する多言語解説の整備

旅行者にとって分かりやすく、地域の面的観光ストーリーを伝える魅力的な多言語解説を整備することで、訪日外国人の観光地での体験満足度の向上を図る。



○ 観光産業における人材確保・育成事業

(参事官(観光人材政策担当))

要求額 247百万円

観光先進国の実現を目指して、観光産業を我が国の成長に資する基幹産業とするためには、観光産業に携わる人材が質・量両面において不足している。そのため、地域の観光産業を担う人材の確保・育成を図るとともに、観光産業における専門能力の習得を目的としたモデルカリキュラム策定等を行い、観光教育の充実の促進を図る。

地域の観光産業を担う人材の確保・育成

【即戦力となる現場の実務人材】

(1) 国内人材

- 女性・シニア等の人材確保・定着を図るためのモデル事業の実施
- モデル事業により得たノウハウを宿泊業界全体に展開



(2) 外国人材

- 宿泊業における外国人材受入れのための有益な情報、優良事例をセミナーやHPで発信

【中核人材】

- 宿泊業や旅行業等の観光産業従事者を対象とした、社会人向け教育プログラムを複数大学で実施
- 大学連携による合同研修の実施
- 地方自治体や地域の業界団体等が開催するセミナーに対する講師派遣等による支援
- eラーニングを活用した研修システムの整備



観光教育の充実

【観光系大学】

- 観光産業における経営や課題解決スキルなどの専門能力の習得を目的としたモデルカリキュラム策定を支援
- 観光系学部・学科における教員の数が増加し、悩む現状等についての課題や解決策に関する調査の実施

【初等中等教育】

- 観光教育に活用できる教材等を作成・集約し、「観光教育ポータルサイト」を構築するとともに、モデル授業やシンポジウム等を実施



○ 広域周遊観光促進のための観光地域支援事業

(観光地域振興課)

要求額 1,400百万円

訪日外国人旅行者等の各地域への周遊を促進するため、調査・戦略策定からそれに基づく滞在コンテンツの充実、広域周遊観光促進のための環境整備、情報発信・プロモーションといった、地域の関係者や日本政府観光局が広域的に連携して観光客の来訪・滞在促進を図る取組に対して総合的な支援を行う。

支援制度の概要

支援内容

・補助対象事業：各観光地域づくり法人※策定の事業計画に位置づけられた外国人旅行者の誘客を目的とする以下の事業(ただし、地方プロモーション毎に開催される連絡調整会議における調整を行ったものに限る)

※DMO(Destination Management/Marketing Organization)の呼称

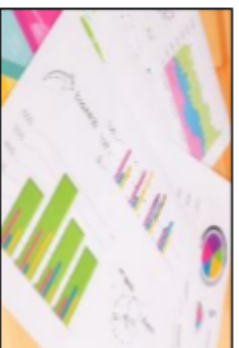
- ①調査・戦略策定(マーケティング調査等)
- ②滞在コンテンツの充実(コンテンツの企画開発、旅行商品造成等)
- ③広域周遊観光促進のための環境整備(多言語案内の改善、二次交通の実証実験等)
- ④情報発信・プロモーション(旅行博等イベント出展、広告・宣伝等)
- ・補助対象者：事業計画に位置づけられた事業の実施主体(訪日外国人旅行者のニーズに応える取組を行う観光地域づくり法人その他民間事業者、地方公共団体)
- ・補助率：定額(調査・戦略策定)、事業費の1/2(滞在コンテンツの充実、広域周遊観光促進のため  
の環境整備、情報発信・プロモーション) ※継続事業については2年目：2/5、3年目：1/3

具体的な支援イメージ

①～④に係る一連の取組を広域的な連携・調整を図りながら総合的に支援

①調査・戦略策定

データに基づき、外国人旅行者に対して訴求力のある各種取組を実施するための調査・戦略策定に係る取組に対して支援。



※日本政府観光局と連携して実施する

マーケティング調査

②滞在コンテンツの充実

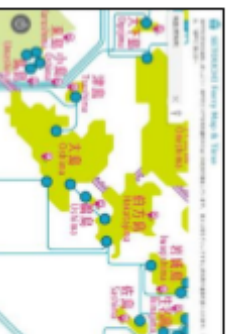
調査結果や策定された戦略に基づき、外国人旅行者の滞在の促進に繋がるコンテンツの充実に係る取組に対して支援。



食をテーマとした  
コンテンツの開発

③広域周遊観光促進のための環境整備

滞在コンテンツの充実とあわせて、エリア内での周遊を促すための環境整備に係る取組に対して支援。



二次交通検索サイトの整備

④情報発信・プロモーション

調査結果や策定された戦略に基づき、エリア内のコンテンツの魅力や周遊を促すための受入環境に関する情報の効果的な発信に係る取組に対して支援。



※日本政府観光局と連携して実施する

現地エージェンシーを活用した  
セールスプロモーション

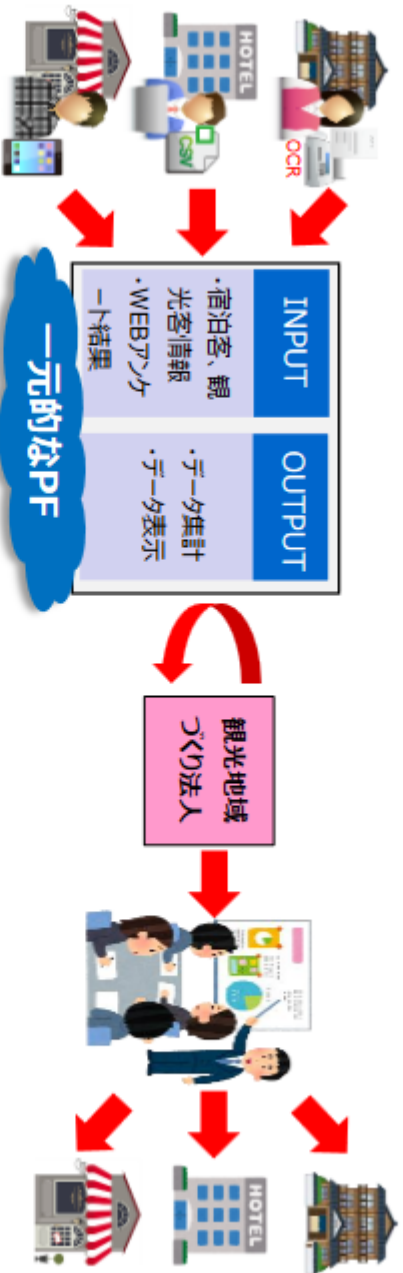


- 観光地域づくり法人による宿泊施設等と連携したデータ収集・分析事業(新規)  
(観光地域振興課)

要求額 160百万円

地域内の宿泊施設、観光施設等における観光客のデータを観光地域づくり法人※に集約するためのプラットフォームを構築し、観光地域づくり法人がデータを分析した上で、戦略を策定し、地域の観光関連事業者へ提供する取組を支援し、観光地域づくり法人が中心となって旅行消費の増大やリピーターの確保に資する効果的な取組を行うための体制を強化する。

※DMO (Destination Management/Marketing Organization) の役割



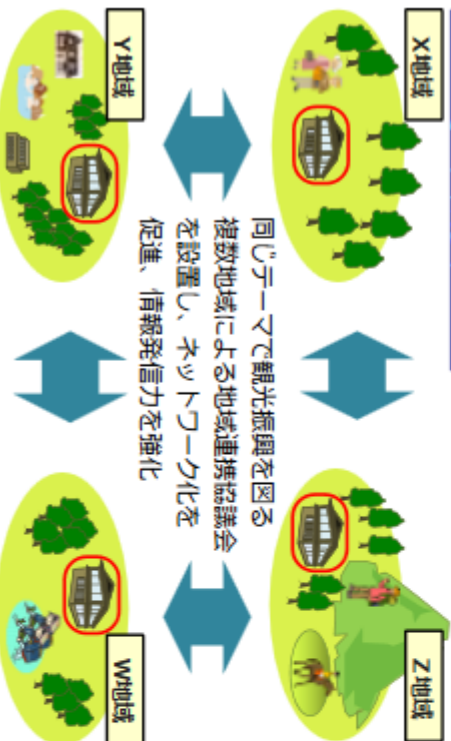
- テーマ別観光による地方誘客事業

(観光資源課)

要求額 30百万円

特定の観光資源への興味・関心を動機として全国各地を訪れる「テーマ別観光」は、旅行者に新たな地域への来訪を促すものであることから、テーマ毎の旅行需要を創出するため、各地域の組織から構築されるネットワーク組織を対象として、全国各地に点在するテーマ毎の観光資源のネットワーク化による情報発信力の強化等を支援する。

事業概要



令和元年度の選定テーマ

- ・アニメツーリズム
- ・サイケルツーリズム
- ・忍者ツーリズム
- ・Industrial Study Tourism
- ・ONSEN・ガストロミーツーリズム
- ・宙ツーリズム 等

国による支援例

- ・マーケティング調査
- ・観光客の受入体制強化
- ・ネットワークの拡大 等

## (1) 日本の国立公園の特徴とインバウンド

4

### 日本の国立公園の特徴

- ◆ 自然に育まれた人々の暮らしや文化、歴史が根付いており、その共生の姿こそが世界に誇る日本のナショナルパークである
- ▶ ブランズローガン：その自然には物語がある～Stories to Experience～
- ◆ 日本の自然保護の根幹を支える制度として果たしてきた役割は大きく、今後も依然として大きな役割を果たしていく

### インバウンドの増加

- 官民一体となって地方創生、観光立国（インバウンド対策）を推進
- 国立公園は制度の創設経緯からインバウンドを意識したものであり、歴史的経緯を踏まえて今の時代にあった新たな国立公園の姿を考えることが必要

### 「国立公園満喫プロジェクト」スタート

※平成28年3月、政府の観光ビジョンの100の柱の一つとして位置づけられる

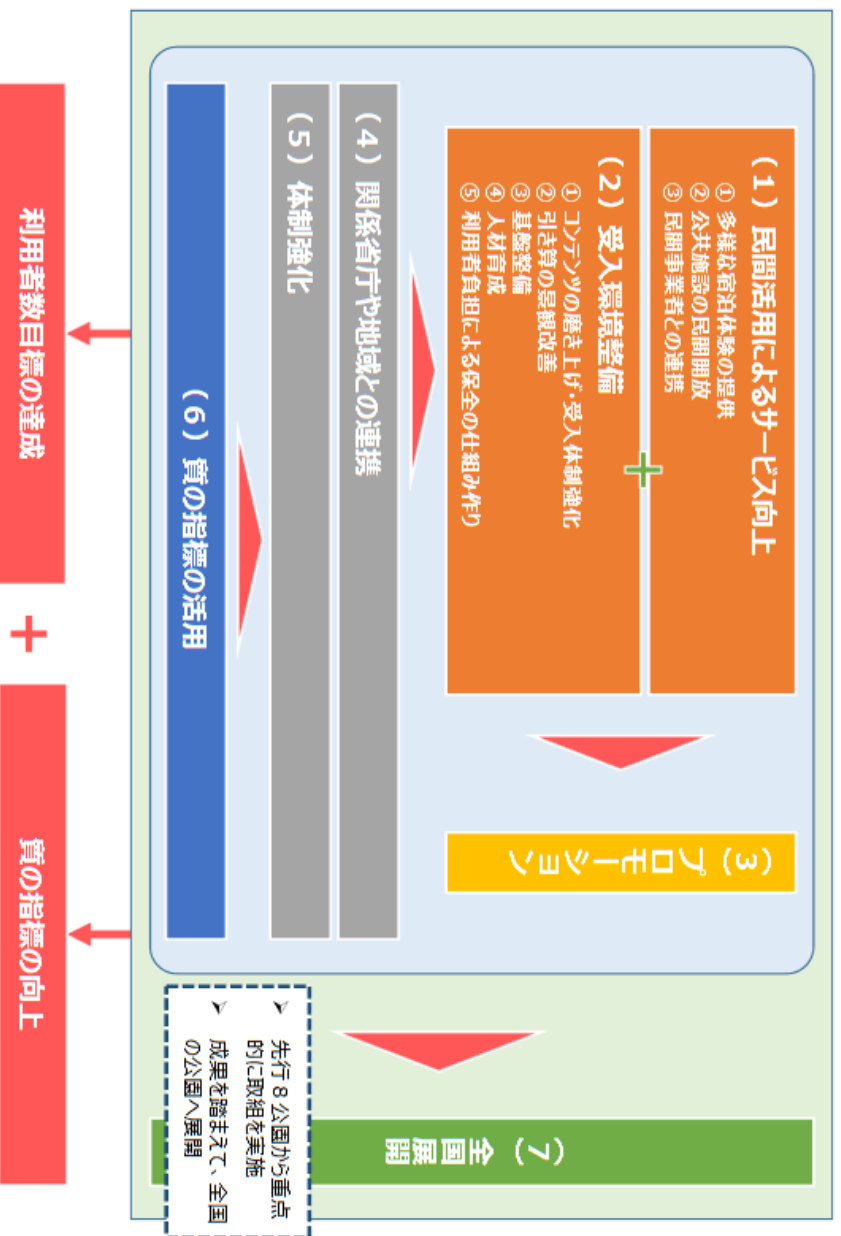
### ✓ インバウンド対策を通じて、国立公園の魅力を再発見・再構築

- 外国人のみならず日本人も国立公園の魅力を満喫できるようにする
- 地域に経済効果をもたらし、一層の自然環境の保全に再投資される

様々な主体の協働の下、自然環境の保護と利用の好循環を高次元で実現

## 全体構成

14



# 国立公園満喫プロジェクト 世界水準の「ナショナルパーク」を実現するために

「最大の魅力は自然そのもの」「高品質・高付加価値のインバウンド市場の創造」

訪日外国人の国立公園利用者数 490万人(2015年)→1000万人(2020年)に  
(2016年:546万人、2017年600万人、2018年694万人)

## ステップアッププログラムの策定

先行 8公園	阿寒摩周 大山隠岐	十和田八幡平 阿蘇くじゅう	日光 霧島錦江湾	伊勢志摩 慶良間諸島
-----------	--------------	------------------	-------------	---------------

平成28年7月：世界水準の「ナショナルパーク」の候補として先行8公園を選定

12月：公園毎に地域協議会によりステップアッププログラム策定

先行8公園における成果を水平展開(H29.11開始)  
※特に利用者数の多い国立公園(富士箱根伊豆/支笏洞爺/中部山岳)に重点

プロジェクト全体の間  
間評価とりまとめ  
(H30.7)  
ステップアッププログラ  
ム改訂(H31.2)

## 世界水準の「ナショナルパーク」に向けたブレークスルー

### 多様な宿泊サービスの提供

- 多様な宿泊体験の提供のため、分譲型ホテル等を認可する審査基準を作成し、R1.9.30に施行。
- 日光、大山隠岐にて民間と連携し、外国人旅行者のニーズにあったキャンプ場にリニューアル予定



### ビジターセンター等公共施設の民間開放

- 伊勢志摩の英虞湾を望む直轄展望台に民間カフェを導入(H30.8オープン)
- 阿寒摩周のビジターセンターを改修しカフェスペースを設置。情報発信と地域の交流の場となる機能を持たせ、R1.8から営業開始。



### 体験型コンテンツの磨き上げ・受け入れ体制の強化

- ファミトリップの成果等を踏まえ、モデルコースを含む「日本の国立公園コンテンツ集(日・英)」を作成。OTAへの掲載等を支援。対象公園を拡大して取組中。
- 外国人のニーズも踏まえたガイドやコーディネーターを育成する研修プログラムを実施。地域の自走に向けた取り組みを支援。



### 景観の改善・利用環境の整備

- 大山隠岐にて廃屋を撤去(H29.7完了)し、カフェや物販機能を有する施設を整備(H30.5オープン)。
- 阿蘇くじゅうにて眺望を阻害していた電線・電柱の移設を実施。
- 各国立公園の案内板、ビジター展示等において、分かりやすく魅力的な多言語解説整備を促進。



### 利用者負担による保全の仕組みづくり

- 慶良間諸島で入島時の環境協力税を徴収し、国立公園の環境保全に活用中
- 大山隠岐にて保全協力金付きオオサンショウウオ観察ツアーを実施



## 国内外への強力な情報発信

### 民間事業者等との連携

- 国立公園オフィシャルパートナー(ANA、JAL、JTB、KTCホールディングス、サントリー等75社)との連携協力により、空港や航空機、列車内等での国立公園の魅力の発信、商品造成、受入体制の整備支援を実施



### 情報サイト・SNS・海外メディア等による発信

- JNTOグローバルサイト内に国立公園の一括情報サイトを設置・公開(H31.2)今年度、アクティビティ等の予約まで可能なサイトとする予定。
- インスタグラム及びフェイスブック公式アカウントにおいて、現地レンジャーから、公園の感動を発信。
- 動画配信や海外メディアへの記事掲載を実施中



### 国内外の旅行博等での発信

- ツーリズムEXPOジャパンへの出展による情報発信、海外バイヤー商談会でのビジネスマッチングを支援



## 管理事務所の体制強化

- 国立公園管理事務所を新設するとともに、観光業等の民間企業経験者等を「利用企画官」として採用





- 多様な主体の協働により、各分野での取組を連携して展開し、各国立公園の受入体制強化と磨き上げ
- 2018年度は、中間評価を踏まえて、取組の見直しを行いステップアッププログラムを改訂
- 昨年度および今年度のアンケート結果を踏まえ、各主体により取組を改善

## 国立公園満喫プロジェクト 地域協議会

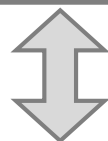
### ○主要な構成員\*

[先行8公園]

- [国] 地方環境事務所（自然環境事務所）  
森林管理局／地方運輸局／地方整備局  
（地方農政局／経済産業局／沖縄総合事務局）
- [自治体] 道県、市町村
- [観光団体] 観光協会／DMO等
- [民間事業者] 交通事業者（鉄道・バス・タクシー・船舶）  
地方銀行／大学／メディア（新聞・TV・ラジオ）  
旅行会社／漁協／農協／森林組合／商工会  
等

作業部会／地域部会等

幹事会



※構成員は公園ごとに異なる

様々な民間／オフィシャルパートナーとの連携、取組の展開  
各種交付金の活用による取組強化

### [取組経緯]

2016年7月	先行的、集中的に取組を行う8公園を選定
9月	地域協議会において、具体的な取組を計画的、集中的に実施するステップアッププログラム策定に着手
12月	各公園毎にステップアッププログラム策定
～プログラムの実施～	
2018年6月	各公園毎に中間評価を実施
～2019年2月	各公園毎にステップアッププログラム改訂

### [8公園に準じる公園【3公園】]

- ～2018年1月 協議会の設置
- 3月 自然体験活動推進プログラムの策定 [支笏洞爺]
  - 4月 利用推進プログラムの策定 [中部山岳]
- 2019年3月 プログラム策定予定 [富士箱根伊豆]

## 国立公園オフィシャルパートナーシッププログラムについて

### (1) 趣旨・概要

相互に協力して国立公園の美しい景観の魅力を世界に向けて発信し、国内外からの国立公園利用者の拡大を図ることを目的に、環境省と企業とがパートナーシップを締結するプログラム。期間は、各社との締結日～令和2年12月末。(国立公園満喫プロジェクト目標年末)

### (2) オフィシャルパートナーロゴマーク

パートナー企業に、広報誌やポスター、HP等、様々な媒体で使用いただき、国立公園の知名度向上と国立公園を旅する機運の醸成を図る。



「日の丸」の中に、緑色で山や森、青色で海や湖を表すことで全体として日本の国立公園を表現。白い山の稜線は、右肩上がりには伸びていくというイメージとともに、アルファベットのエヌ (N) を示す。Nは、Nature、National Park、NipponのNの頭文字である。

2羽の鳥はイヌワシをイメージ。イヌワシは、同じペア関係を維持すると言われることから、パートナーシップを表現。

### (3) 締結状況

平成28年11月に第1回締結式(12社)、平成29年3月に第2回締結式(19社)、平成30年6月に第3回締結式(18社)、平成31年1月に第4回締結式(12社)、令和元年7月に第4回締結式(14社)を実施。鉄道会社、航空会社、旅行会社、高速道路、空港、アウトドアメーカー、メディア、銀行、DMO、大学等、75社と締結。

## 国立公園 誘客強化キャンペーンに向けたフロー

### 【目的】

オフィシャルパートナーシップ企業、JATA会員企業、環境省の連携により、日本の国立公園の価値を観光等の力を通して日本また世界に発信するため、地域の保全と活用の好循環を生み出し、持続可能な地域や日本を共創する。

2019年6月～ 旅行商品造成への連携した取り組みのニーズの聞き取り

公園の  
現地レンジャー

オフィシャル  
パートナー

JATA会員  
(商品造成担当者等)

声かけ  
JATA  
事務局

2019年7月～ ニーズに応じた各者マッチング、  
グループ編成

マッチング先の検討  
(環境省、JATA事務局)

ネットワーキング・  
情報交換の場  
(プラットフォーム)の提供  
(環境省)

2019年8月～ 商品造成に向けた勉強会(2回程度)、  
ワーキング(月1程度)の実施

ニーズに基づくテーマ  
・環境保全型商品  
・地域の課題解決型商品  
・ロングトレイルの活用  
・二次交通の改善 等

各グループ 商品造成

旅行商品だけでなく、キャンペーン趣旨にあ  
ったお土産品やアウトドアギア、ドリンクな  
ど、幅広い商品開発も。

2019年9月3～4日  
JATA現地視察

@十和田八幡平国立公園  
環境省事業で造成する国内外向け  
ツアー企画について、委員による現地  
視察及び意見交換

2020年上期～ 国立公園 誘客強化キャンペーン

Web、SNS、  
その他海外メディア  
への情報発信  
(環境省、OP、JATA事務局)

— サイバー空間とフィジカル空間の融合により、地域から人と自然のポテンシャルを引き出す生命系システム —

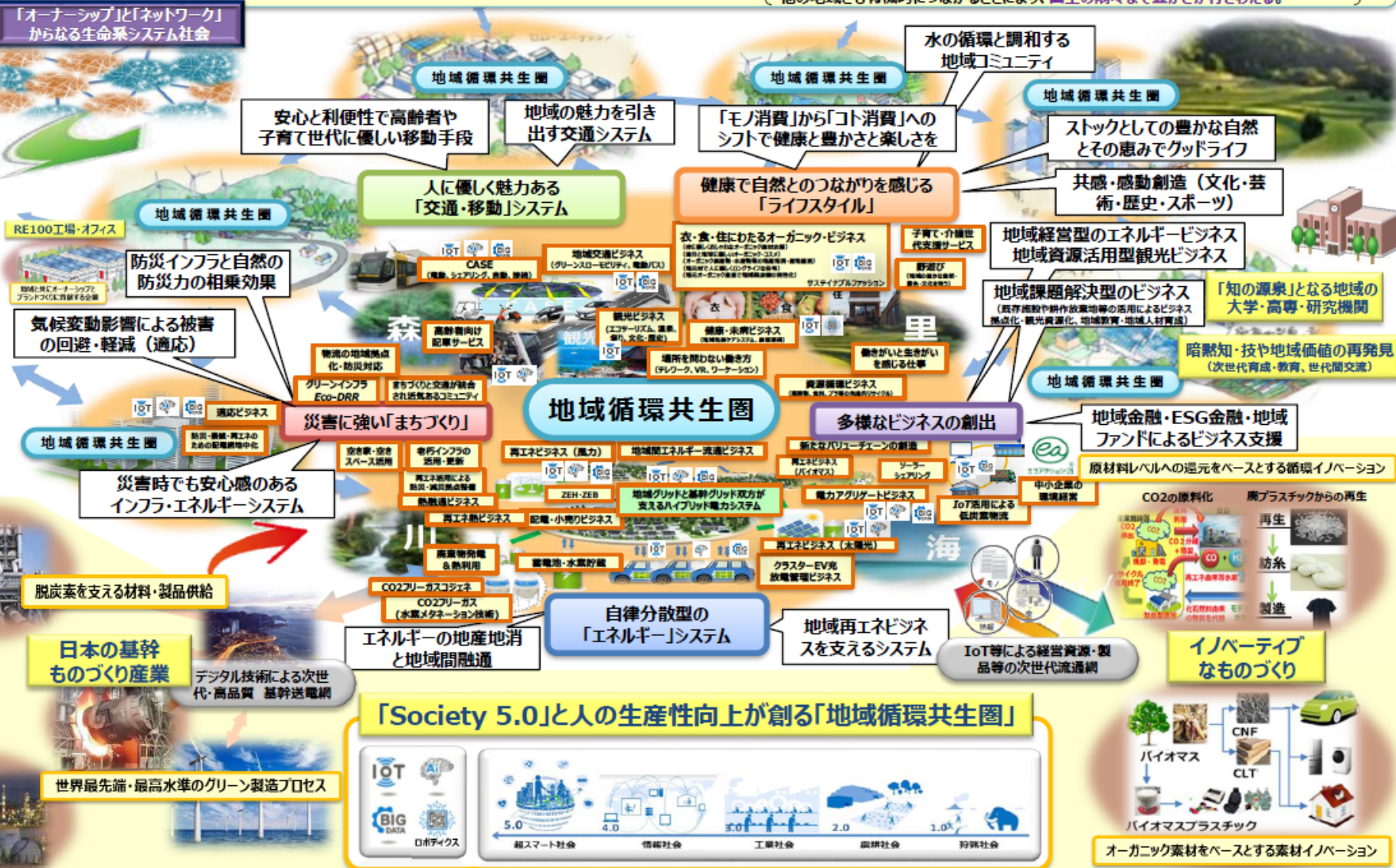
vol.25

「自立分散」×「相互連携」×「循環・共生」= 活力あふれる「地域循環共生圏」⇒ 「脱炭素化・SDGsの実現、そして世界へ」  
「オーナーシップ」 「ネットワーク」 「サステナブル」 「人間の安全保障、次世代・女性のエンパワーメントを基盤に」

→ 新たな価値とビジネスで成長を牽引する地域の存立基盤

人々が健康で生き生きと暮らし幸せを実感することで、地域が自立し誇りを持ちながらも、他の地域とも有機的につながることにより、国土の隅々まで豊かさが行きわたる。

「オーナーシップ」と「ネットワーク」からなる生命系システム社会





## 地域循環共生圏の創造を強力に推進するため、地域循環共生圏づくりプラットフォームを構築します。

### 1. 事業目的

- ① 地域循環共生圏創造に向けた環境整備
- ② 地域循環共生圏創造支援チーム形成
- ③ 総合的分析による方策検討・指針の作成等
- ④ 戦略的な広報活動

### 2. 事業内容

「第五次環境基本計画」（平成30年4月閣議決定）では、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱した。これを受け、地域循環共生圏づくりプラットフォームを構築し、①～④の業務を行う。

- ①地域循環共生圏の創造に向けて取り組む地域・自治体の人材の発掘、地域の核となるステークホルダーの組織化や、事業計画策定に向けた構想の具体化などの環境整備を推進する。
- ②地域・自治体が、地域の総合的な取組となる事業計画を策定するにあたって、必要な支援を行う専門家のチームを形成し派遣する。
- ③先行事例を詳細に分析・評価し、その結果を他の地域・自治体に対してフィードバックすることにより、取組の充実を促す。
- ④都市部のライフスタイルシフト等に向けた戦略的な広報活動（シンポジウムの開催、国内外への発信）等を実施することにより、取組の横展開を図る。

### 3. 事業スキーム

#### ■事業形態

共同実施／請負事業

■共同実施先・請負先

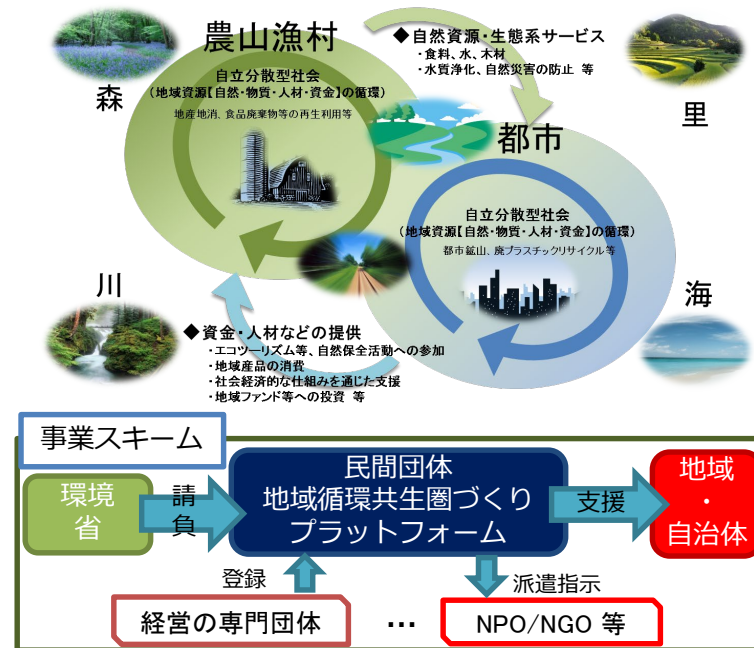
地方公共団体／民間事業者・団体

#### ■実施期間

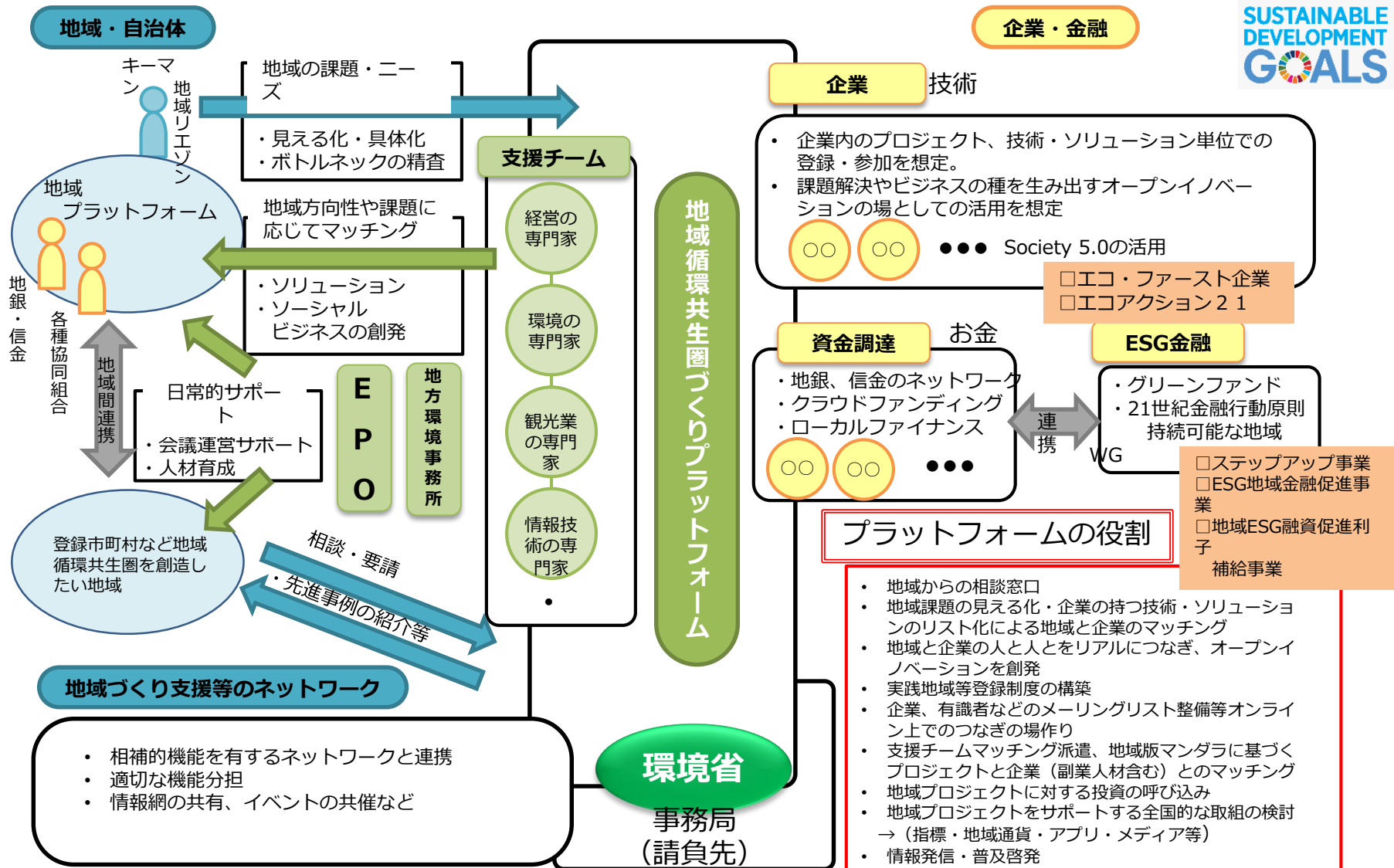
令和元年度～令和5年度（予定）

### 4. 事業イメージ

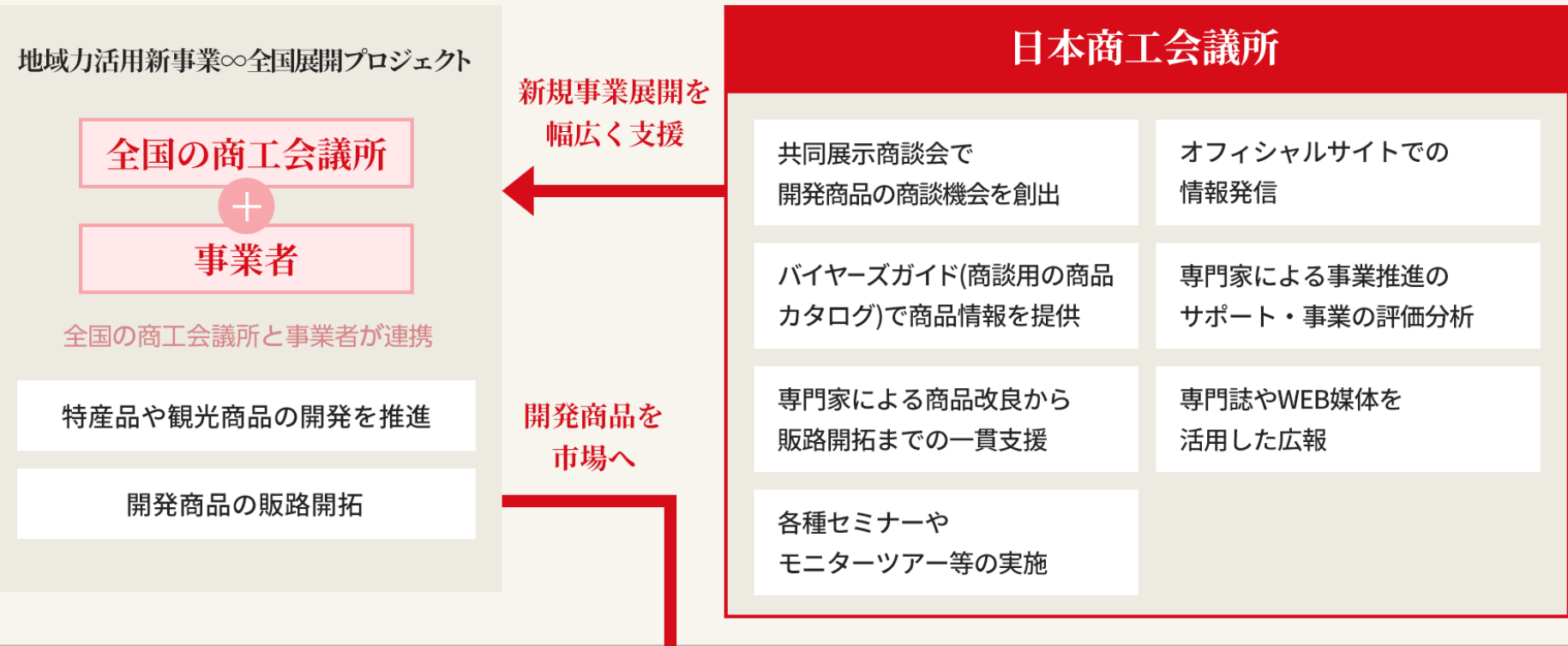
## 地域循環共生圏



# 地域循環共生圏づくりプラットフォームのイメージ



地域力活用新事業創出支援事業



市場に展開される開発商品

開発商品の事業化

バイヤーとのマッチング

【調査研究事業】500万円以内

【特産品開発、観光開発及びコミュニティビジネス創出に取り組む事業】

1年目:800万円以内(共同1,000万円以内。補助率2/3以内) 2年目:600万円以内(共同750万円以内。補助率1/2)



## 保健者における予防・健康づくり等のインセンティブ制度

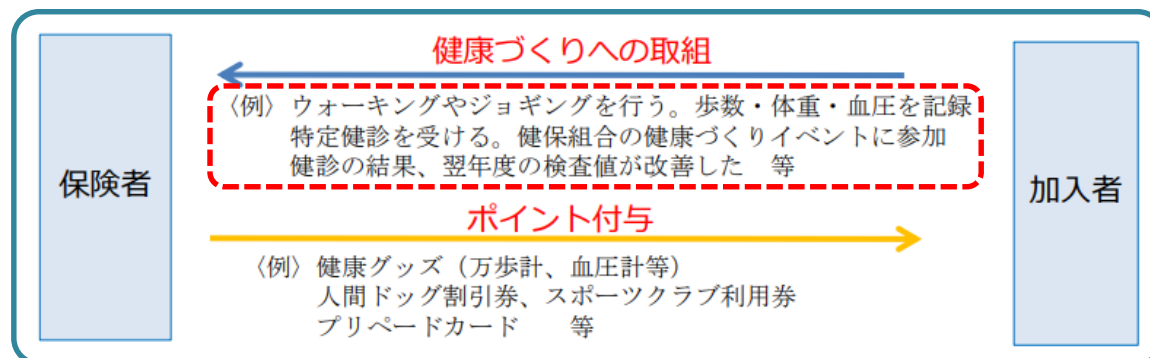
- 後期高齢者支援金の加算・減算制度について、予防・健康づくり等に取り組む保険者に対するインセンティブをより重視するため、多くの保険者に広く薄く加算し、指標の達成状況に応じて段階的に減算(最大10%の範囲内)する仕組みへと見直し、平成30年度から開始
- 具体的な運用方法としては、保険者がウォーキングやジョギングを行う、歩数・体重・血圧を記録、特定健診を受ける。健保組合の健康づくりイベントに参加、健診の結果翌年度の検査値が改善した等の予防・健康づくりの実施した加入者に対して、健康グッズ、人間ドッグ割引券、スポーツクラブ利用券、プリペイドカード等のヘルスケアポイントを付与する取組などが想定。

### 【保険者における新たな予防・健康づくり等のインセンティブの改訂】

保険者種別	健康保険組合・共済組合	協会けんぽ	国保（都道府県・市町村）	後期高齢者医療広域連合
手法等	後期高齢者支援金の加算・減算制度の見直し ⇒ 加算率：段階的に引上げ、2020年度に最大10% 減算率：最大10%～1%	加入者・事業主等の行動努力に係る評価指標の結果を都道府県支部ごとの保険料率に反映	保険者努力支援制度を創設（700～800億円）	各広域連合の取組等を特別調整交付金に反映（100億円）
共通指標	①特定健診・保健指導、②特定健診以外の健診（がん検診、歯科健診など）、③糖尿病等の重症化予防、④ヘルスケアポイントなどの個人へのインセンティブ等、⑤重複頻回受診・重複投薬・多剤投与等の防止対策、⑥後発医薬品の使用促進			
独自指標	・被扶養者の健診実施率向上 ・事業主との連携(受動喫煙防止等)等の取組を評価	医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率等	保険料収納率向上等	高齢者の特性（フレイルなど）を踏まえた保健事業の実施等

資料：厚生労働省「次世代ヘルスケア産業協議会 健康投資ワーキンググループ(第16回)-配布資料」

### 【個人の予防・健康づくりに向けたインセンティブの推進】



資料：厚生労働省「次世代ヘルスケア産業協議会 健康投資ワーキンググループ(第12回)-配布資料」

## 健康増進施設認定制度について

(令和元年7月現在)

根拠  
健康増進施設認定規程(告示)

国民の健康づくりを推進する上で適切な内容の施設を厚生労働大臣が認定しその普及を図る(3類型を規定)

## 運動型健康増進施設

(昭和63年～)

健康増進のための有酸素運動を安全かつ適切に行うことのできる施設

335ヶ所

## 《設備要件》

- 運動関係：有酸素運動、筋力強化運動等を安全に行える設備(トレーニングジム、運動フロア及びプールの全部又は一部)
- その他：体力測定、運動プログラム提供及び応急処置のための設備

## 《人的要件等》

- 運動プログラム提供者(健康運動指導士等)の配置
- 医療機関との連携(3類型共通)

## 温泉利用型健康増進施設

(昭和63年～)

健康増進のための温泉利用及び運動を安全かつ適切に行うことのできる施設

22ヶ所

(うち連携型3ヶ所)

## 《設備要件》

- 運動関係、その他：運動型施設と同じ
- 温泉設備：次の5種類の設備
  - ①かぶり湯、②全身及び部分浴槽、③寝湯、持続浴槽等、④気泡浴槽、圧注浴槽等、⑤サウナ等
- ※温泉利用施設と運動型施設が近接等により一体で運営されるもの(連携型施設)を含む

## 《人的要件》

- 運動プログラム提供者(健康運動指導士等)の配置
- 温泉利用指導者の配置

## 温泉利用プログラム型健康増進施設

(平成15年～)

温泉を利用した健康増進のためのプログラム(以下のいずれか)を提供する施設

27ヶ所

- ①特に優れた泉質を利用
- ②周辺の自然環境を活用
- ③地域の健康増進事業と連携

## 《設備要件》

- 運動関係：(不要)
- その他：血圧測定、温泉利用プログラム提供、生活指導及び応急処置設備
- 温泉設備：次の2種類の浴槽
 

<ol style="list-style-type: none"> <li>①刺激の強いもの(泉温42度以上 等)</li> <li>②刺激の弱いもの(泉温33～39度 等)</li> </ol>	}
---	---

## 《人的要件》

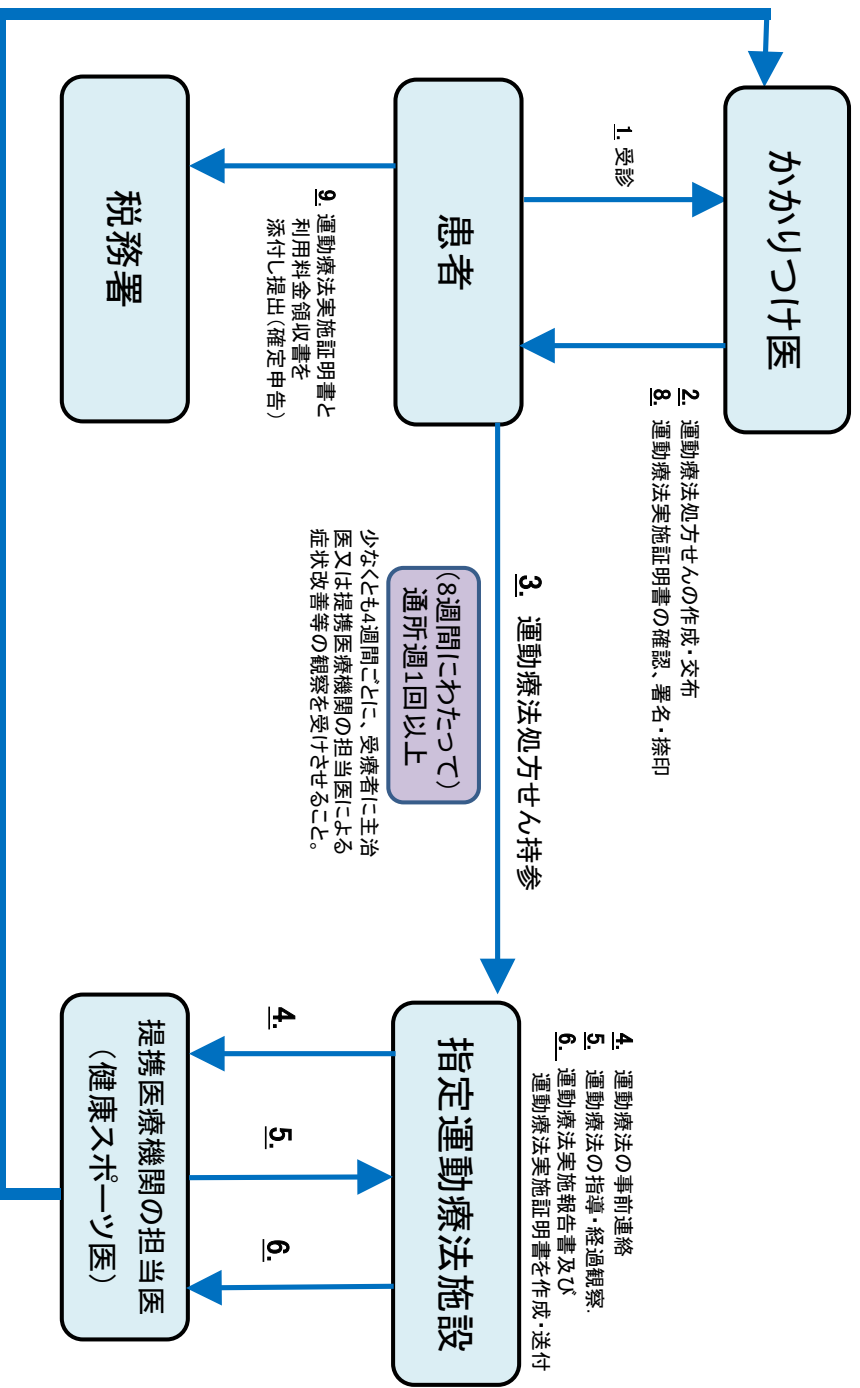
- 温泉入浴指導員の配置

# 指定運動療法施設の利用料金に係る 医療費控除の取扱いについて

(平成4年7月6日)  
(健医発第816号)  
(各都道府県知事あて厚生省保健医療局長通知)  
改正 平成18年7月26日健発第072606 より

- ・提携医療機関との間で運動療法実施に関し、随時指導・助言を行う旨の契約関係を有すること。
- ・運動療法の実施に際し、提携医療機関の担当医に運動療法の実施につき事前連絡し、指導・助言をうけること。
- ・運動療法実施期間中、少なくとも4週間ごとに、受療者に主治医又は提携医療機関の担当医による症状改善等の観察を受けさせること。
- ・対象疾患は**高血圧、高脂血症、糖尿病、虚血性心疾患等**で、その病態から運動療法を行うことが適当であると医師が判断した疾病とする。
- ・運動処方せんの内容に基づき、**概ね週1回以上の頻度で、8週間以上の期間**にわたって指定運動療法施設で行われた運動療法とする。

## 指定運動療法施設利用時における医療費控除手続きのフロー





- 宿泊型新保健指導プログラムについて、「標準的な健診・保健指導プログラム（平成30年度版）へ掲載し、都道府県等へ周知

## 【目的】

健康寿命延伸のため、特定保健指導などにより生活習慣病の予防に取り組んでいるが、多くの国民が生活習慣病予防に取り組みむために、さらに効果的かつ実現可能性の高い保健指導プログラムの開発が必要。

厚生労働科学研究及び国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）委託研究により、「生活習慣病予防のための宿泊を伴う効果的な保健指導プログラムの開発に関する研究」を実施。

## 【スケジュール】

平成26年度 保健指導プログラム案の検討（厚生労働科学研究）  
 平成27年度 研究成果を踏まえた試行事業  
 平成28年度 プログラムの効果検証等（AMEDによる研究）

## 【成果】

- ・ 平成30年度に第三期特定健康診査等実施計画が開始されることを踏まえ、平成28年度から「特定健康診査・特定保健指導の在り方に関する検討会」において特定健診・保健指導の項目や実施方法等が検討された。

- ・ 体験学習や相談機会の増加、グループダイナミクスの相乗効果等を特徴とする「宿泊型新保健指導（スマート・ライフ・ステイ）」は、当該検討会において議論された結果、従来の保健指導では十分に効果が得られなかった者等に対する保健指導の新たな方法の1つとして、「標準的な健診・保健指導プログラム」（平成30年度版）に掲載した。

## 宿泊型新保健指導（スマート・ライフ・ステイ）プログラム

## 【プログラムの概要】



## 〈メリット〉

- ① 快適な環境でやる気向上
- ② 集中的な保健指導で効果向上
- ③ 将来的な重症化を予防

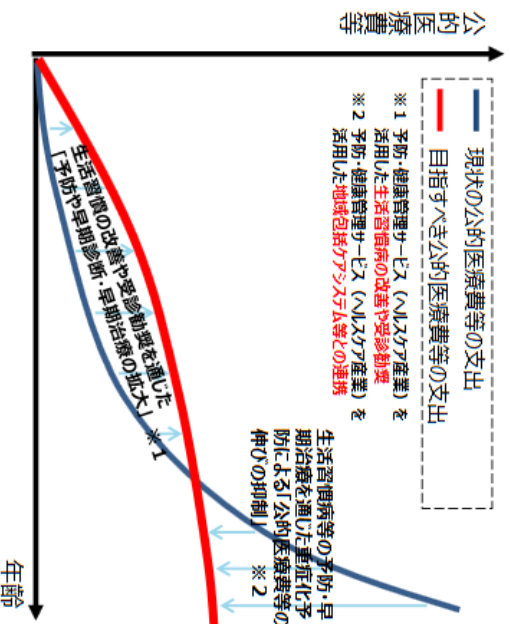
## 〈目的〉

健康増進、健康・観光産業の発展、  
医療費適正化を同時に実現

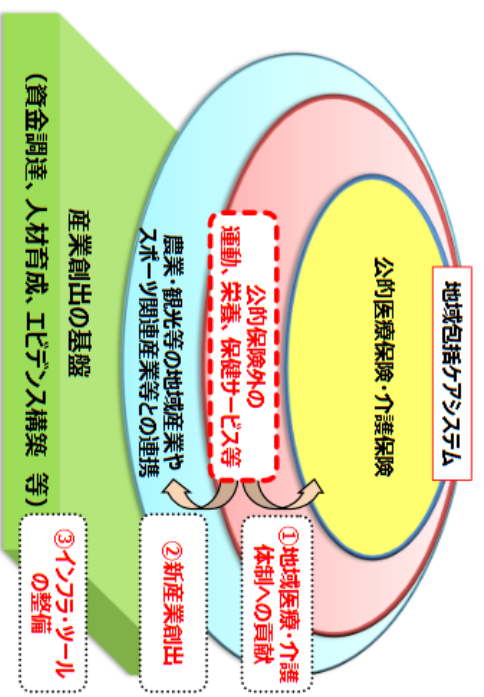
## 次世代ヘルスケア産業の創出に向けたコンセプト

- 公的保険外の予防・健康管理サービスの活用を通じて、生活習慣の改善や受診勧奨等を促すことにより、『国民の健康寿命の延伸』と『新産業の創出』を同時に達成し、『あるべき医療費・介護費の実現』につなげる。
- 具体的には、①生活習慣病等に関して、「重症化した後の治療」から「予防や早期診断・早期治療」に重点化するとともに、②地域包括ケアシステムと連携した事業（介護予防・生活支援等）に取り組む。
- また、地域において人口減少と医療・介護費増大が進む中、①高齢化に伴う地域の多様な健康ニーズの充足、②農業・観光等の地域産業やスポーツ関連産業等との連携による新産業創出、③産業創出に向けた基盤の整備を実施することより、『経済活性化』とあるべき医療費・介護費の実現につなげる。

### 【予防・健康管理への重点化】



### 【地域に根ざしたヘルスケア産業の創出】



## ヘルスケア産業政策の基本理念 ～生涯現役社会の構築～

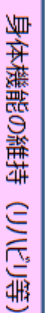
- 誰もが健康で長生きすることを望めば、社会は必然的に高齢化する。 → 「超高齢社会」は人類の理想。
- 戦後豊かな経済社会が実現し、平均寿命が約50歳から約80歳に伸び、「人生100年時代」も間近。
- 国民の平均寿命の延伸に対応して、「生涯現役」を前提とした経済社会システムの再構築が必要。

### ＜就労（効率性・生産性を重視）＞



企業・地域社会において如何に健康で活躍できるかが重要：**健康投資**  
→ その後の健康寿命にも大きな影響

### ＜第二の社会活動＞



居宅継続の場合

経済活動へのゆるやかな参加  
ボランティア等社会貢献：  
**新たなビジネス創出の必要**  
地域社会の特性に応じた働き方、社会貢献の在り方を検討。

ニーズに応じた  
ケア体制の整備

この期間（健康寿命）を如何に長く維持することができるか

最期まで自分らしい生き残るための多様なニーズに応じた柔軟な仕組み作り

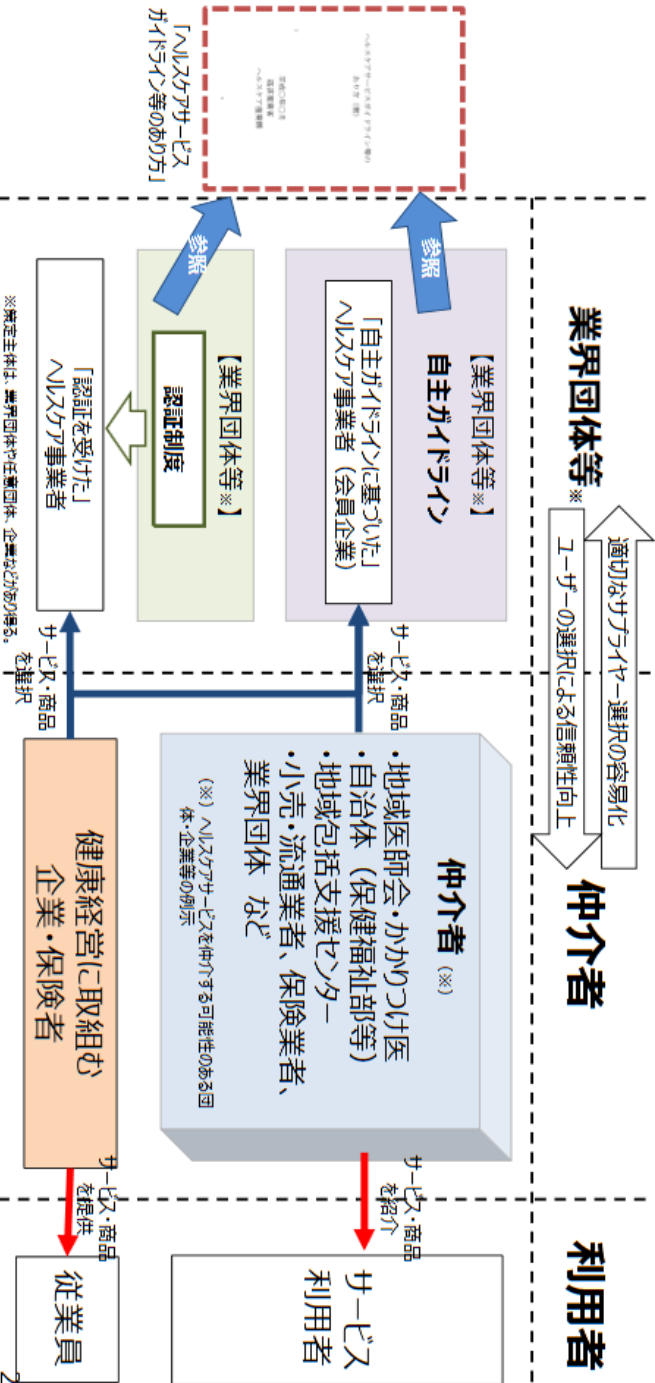




# 「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」の位置づけ

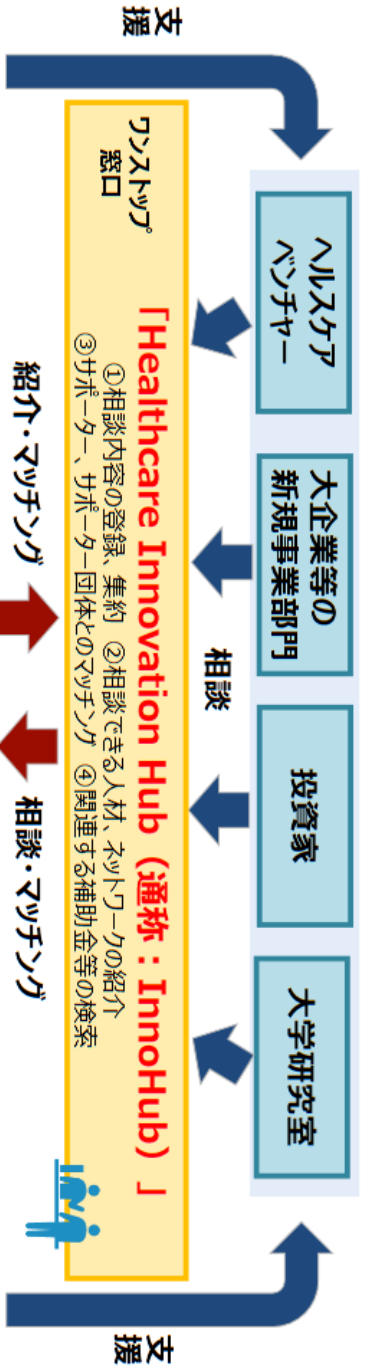
- 「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」は、ヘルスケアサービスを提供する事業者が属する業界団体が自主的に策定するガイドライン等に対してあり方を示すもの。
- 業界自主ガイドライン等に基づき一定の品質が確保されたヘルスケアサービスが、仲介者に選択されることにより、利用者（消費者）が安心してサービスを利用できる環境の整備を図っていく。

## ヘルスケアサービスが仲介者や利用者から選択される仕組み（流通構造）のイメージ



## ワンストップ窓口相談の創設

- ベンチャー企業に加えて、イノベーションを必要とする多様な団体から幅広く相談を受付。
- サポーター（メンター）を中心に、サポーター団体と連携し、国内外のネットワークを活用して支援。



2019年3月からサポーター団体の募集・登録を開始、5月に窓口を立ち上げ予定。

# 次世代ヘルスケア産業協議会「アクションプラン2019」の全体像

## ヘルスケア産業政策の基本理念

誰もが人生を最期まで幸せに生きることができる「生涯現役社会」を構築するため、これに貢献するヘルスケア産業を育成し、国民生活の向上につなげる。

## 生涯現役社会に向けた施策検討

- 予防に関する取組を進めた場合の将来の経済・社会へのインパクト分析を踏まえた「予防・進行抑制・共生型の健康・医療システム」の整備に向けた政策の方向性を検討
- 「人と先端技術が共生し、一人ひとりの生き方を共に支える次世代ケア」の実現に向け、地域実証の他、テーマごとの研究班立ち上げや、中長期の研究開発等の検討及び技術インテリジェンス機能のあり方を検討
- 公的医療・介護保険を支えるヘルスケア産業（公的保険外サービスの産業群）の実態把握及び健全かつ適切な将来像のあり方について検討

## 身体の壁 (健康経営の推進)

### 環境整備等

- 【健康経営の裾野の拡大に向けた環境整備】
  - 健康経営に取り組む企業等に対するインセンティブや企業業績等と健康経営の関係性などに関する分析・研究結果の紹介等の提示、企業における「健康投資額」の見える化の検討
- 【健康経営の質の向上に資する施策の展開】
  - 「健康経営度調査」の項目や「健康経営銘柄」及び「健康経営優良法人」の選定・認定項目の見直し
  - ヘルスケアビジネスコンテストや地域版協議会等の関連施策による新たなサービスの育成等を活用した健康投資の活性化に向けたヘルスケアサービスの活用促進
  - 健康経営施策における健康スコアリングの位置づけを検討し、事業主と保険者のコラボヘルスが更に促進できる環境を整備

### 大企業

- 【健康経営銘柄の継続的実施と基準等の見直し等】
  - 「健康経営度調査」を活用し企業業績等と健康経営の関係性を分析
  - 健康経営を実践する企業が資本市場から評価される機運の醸成
- 【日本健康会議等との連携による裾野の拡大】
  - 健康経営を実践する企業の見える化のため「500社公表」を継続

### 中小企業

- 【顕彰制度を中心とした中小企業等への展開】
  - 中小企業等に対する認知度調査の継続実施、地域が推進する健康経営施策への連携・支援

### 事業者の育成

- 【企業・保険者と民間サービスのマッチング】
  - 日本健康会議と連携し、データヘルス見本市等を実施
- 【複数の保険者が共同で実施する保健事業の推進】
  - 保険者機能の集約化による保健事業の再編を促すための共同実施モデルの整備
- 【職域における運動習慣の構築】
  - 通勤時間等を活用した運動・スポーツ習慣づくりの推進

### フィンラン

- 【保険者への健康増進等を促進するインセンティブ制度の実施】
  - 保険者種別の特性に応じた新たなインセンティブ制度を着実に推進
  - 国保保険者努力支援制度を着実に実施

## 価値観の壁 (健康情報活用による行動変容等)

### 健康情報

- 【個人の行動変容を促す仕組みづくり】
  - 健康経営等に資する効果的な行動変容サービスの開発・普及を図るべく、研究開発事業を通じたエビデンスの構築等を推進
- 【Personal Health Recordサービスの普及展開】
  - 疾病・介護予防や生活習慣病の重症化予防に資するPHRサービスの普及展開に向けた調査の実施

- 【自治体等における予防等サービスの活用環境整備】
  - 自治体等が健康予防事業を行う際の手段として、ヘルスケア分野におけるソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）の導入を更に推進

## 選択肢の壁 (新産業の創出・利活用の促進)

### 事業支援

- 【生涯現役社会の構築に向け重点的に取り組むべき分野の環境整備】
  - 生活習慣病やフレイル、認知症等の一次・二次・三次予防に係る取組を他職種連携で切れ目なく進めるために、一次予防に着目した環境づくりや地域版協議会を活用した地域におけるヘルスケア事業の促進
  - 「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」に基づいた業界自主ガイドライン策定支援、認知症に関する製品・サービスの効果検証を進めるとともに社会実装を図るための官民連携の促進

### 事業環境整備

- 【ヘルスケア産業創出に向けた事業環境整備】
  - 地域版次世代ヘルスケア産業協議会アライアンスを通じた地域版協議会の機能が発揮できる環境の整備
  - ヘルスケア・イノベーションハブの設置、ヘルスケアビジネスコンテスト、国際的なビジネスマッチングイベントの開催
  - 地域と職域の連携を促進するとともに、地域資源を活用した自然に健康になれる環境整備を推進

### 健康地域資源×

- 【食・農×健康】
  - 健康情報・食習慣等のデータ集積と健康産業創出
  - 地域食品事業者と連携した食関連ヘルスケアの推進
- 【観光×健康】
  - 地域関係者が連携したヘルスツーリズムの創出・活用促進
  - 他職種連携による温泉地を活用した取組の推進

- 【スポーツ×健康】
  - 職域における運動習慣の構築やスポーツ文化ツーリズム等の推進
- 【コンパクトなまちづくりの推進】
  - 高齢者の外出機会の増加、市民の歩行量の増加による健康増進等の観点から、歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりの推進

## 情報の壁 (サービスや品質の見える化)

### 情報提供

- 【地域高齢者の多様なニーズを満たす保険外サービスの普及・促進】
  - 公的保険内外のサービスの組み合わせに関する取扱いの周知や、全国の保険外サービスの好事例の収集・周知を実施

- 【ヘルスケアサービスの社会実装に要する支援策の提供】
  - ヘルスケアサービスの社会実装に必要な支援策等の情報を集約と周知
- 【地域版次世代ヘルスケア産業協議会アライアンスによる情報提供】
  - 経済産業省をはじめとした関係省庁の施策に関する情報発信の推進



スポーツ実施率向上のための行動計画の策定について

スポーツ審議会健康スポーツ部会

スポーツ実施率の飛躍的な向上に向けた方策の検討

「成人の週1回以上のスポーツ実施率65%程度（障害者は40%程度）」の達成！

＜第2期スポーツ基本計画（平成29年3月24日：文部科学省）における目標＞

※目標達成のためには、2,000万人以上が新たにスポーツに親むくが必要。

スポーツ実施率向上のための  
行動計画

新たな制度創設・制度改正も  
視野に入れた中長期的な施策

スポーツ審議会総会  
において、  
健康スポーツ部会  
を設置  
(平成29年7月7日)

＜開催実績＞

- 第1回：平成29年9月20日
- 第2回：平成29年11月27日
- 第3回：平成30年2月27日
- 第4回：平成30年3月26日
- 第5回：平成30年5月11日  
(ビデオ：5月17日～31日)
- 第6回：平成30年6月25日

広く国民全体に向けたスポーツ実施率向上の  
ための新たなアプローチや、即効性のある取組

今回策定する行動計画

行動計画策定後1年を目途に  
取りまとめ予定

【検討すべき対象】

- 子供・若者…スポーツの実施について二極化が課題である
- シニアシニア…特にスポーツ実施率が低い（20代～50代は全体平均を下回る）
- 高齢者…相対的にはスポーツ実施率が高いが、健康・体力の保持等が必要である
- 女性…男性と比較してスポーツ実施率が低い
- 障害者…スポーツ実施率が低く、未実施者の8割超が無関心層である

スポーツ実施率向上のための行動計画＜概要＞

スポーツ実施率向上のための具体的取組として、以下の3つの観点から取組むべき施策を取りまとめた。

- 〔1〕施策の対象：①全体 ②子供・若者 ③シニアシニア ④高齢者 ⑤女性 ⑥障害者
- 〔2〕施策の段階：①スポーツをする気にならせる施策 ②スポーツするために必要な施策 ③スポーツを習慣化させるための施策
- 〔3〕施策に取組むべき主体：①国、②地方自治体 ③産業界 ④スポーツ団体等 ⑤医療福祉関係者 ⑥学校等

【全体】

- ①スポーツそのものの捉え方について、既成の概念を広げて、生活に身近なものであるという意識改革を図る。
- ②スポーツ無関心層に対して、スポーツ以外の分野との連携による誘引施策を実施する。
- ③広報においては、ターゲットを明確にし、共感できる情報発信を行うとともに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を間近に控えた機運の醸成とも連携し、ながら、普及啓蒙を重点とする。
- ④スポーツをする際に重要となる指導者や仲間、場所のマッチング機能の整備や検索が可能なポータルサイトの開発等に取組む。
- ⑤関係省庁との連携。スポーツと健康というテーマにおいて関係の深い厚生労働省とは両省の連絡会議を通じ、連携した取組を推進する。

【子供・若者】

スポーツの基盤について二極化が課題である

- ①運動遊びを通じて、楽しみながら自然と身体活動が行える取組を推進する。
- ②親子で参加できるイベントの実施等に取組む。
- ③総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団の更なる活性化を図る。
- ④日本版NCAAの創設による大学スポーツの振興を通じて、スポーツを「する」人口の増加を図る。

【シニアシニア】

特にスポーツ実施率が低い（20代～50代は全体平均を下回る）

- ①気軽に取組むことができるウォーキングや階段昇降等のスポーツの実施を促進する。
- ②「FUN+WALK PROJECT」の更なる推進を図る。
- ③「スポーツエールプログラム」認定制度を推進する。
- ④働き方改革やフレキシブルな働き方といった取組とも連携して、従業員がスポーツに取組みやすい環境を作る。

【高齢者】

相対的にはスポーツ実施率が高いが、健康・体力の保持等が必要である

- ①無理なく実施できるスポーツの活用・普及を図る。
- ②普段、高齢者が接する機会が多い、かかりつけ医や保健師等との連携を図り、スポーツへの誘引を図る。
- ③地方自治体における「地方や関係部署間の連携、まちづくり計画との連携を促す。

【女性】

男性と比較して、スポーツ実施率が低い

- ①スポーツ実施の促進のため、スポーツをしない理由を考慮したアプローチを進める。
- ②無理なく体を動かせるプログラム開発や気軽にスポーツを実施できる環境整備を支援。
- ③食べない・運動しないことによる痩せすぎ等が懸念されており、スポーツをすることで効果を出しつつ、「女性のスポーツ促進キャンペーン（仮称）」を実施する。

【障害者】

スポーツ実施率が低く、未実施者の8割超が無関心層である

- ①自分と同じ障害を持つ人がスポーツを始めたきっかけなど、参考となるロールモデルを提示する。
- ②散歩、ウォーキングなど、気軽なものもスポーツであるとの意識の浸透を図る。
- ③「Specialアロジエフ2020」の取組を推進する。
- ④障害者以外に対しては、障害者スポーツ種目の体験・理解の促進を図る。

○一人でも多くの方がスポーツに親むく社会の実現を目的とし、生活の中に自然にスポーツが取り込まれている「スポーツインテグレーション」（生活の中にスポーツ）という姿を目指す。  
○スポーツの実施により、スポーツの価値を享受するとともに、自らの健康増進、ひいては、健康寿命の延伸を図り、健康長寿社会を実現する。

スポーツ実施率の向上  
(成人の週1回以上のスポーツ実施率)  
42.5% → 51.5% → 65%程度  
＜平成29年度＞ ＜平成30年度＞



○スポーツを行うことが生活習慣の一部となる、そのような姿を目指し、一人でも多くの方がスポーツに親しむ社会の実現のため、「Sport in Life プロジェクト」をスタート。

- 本プロジェクトのシンボルとして、「Sport in Life」のロゴを作成し、共にスポーツを推進していただける地方公共団体、スポーツ団体、経済団体、企業等に付与。このロゴマークのもとで積極的な取組をオールシナジーで促進。
- スポーツ実施率65%程度の達成（新たに約1,000万人のスポーツ人口を拡大）に向けて、スポーツは本プロジェクトの理念や取組の普及拡大を図り、スポーツに親しむ気運と関係機関・団体・企業等における連帯感、一体感を作り出す。
- さらに、参画団体等の連携した取組が促進されることを目的とした共同体（コンソーシアム）を創設する予定。参画団体等の連携した取組で、スポーツ実施に向けた大きな推進力、相乗効果が生まれることを期待。



宣言、申請の受付 ※7月1日募集開始

ロギマークの付与

宣言に応じた取組の実施 ※優良な取組はHPにて公表

一体となってムーブメントの創出へ（コンソーシアム創設予定）

Sport in Life (SIL) 推進プロジェクト  Sport in Life

趣旨・目的

- 「第2期スポーツ基本計画」では、2021年度末までに成人の週1回以上のスポーツ実施率を65%程度とする目標を掲げている。
- 昨半年月に策定した「スポーツ実施率向上のための行動計画」において、2020年東京オリパラ大会の機運を活かし、関連団体と連携しながらスポーツの楽しさを発信することとしている。
- これらを踏まえ、これまでスポーツ庁で行ってきた事業を一元的に集約し、より効果的・効率的な事業実施を行う。また、地方自治体やスポーツ団体、経済団体、企業等が独自で進めるスポーツを推進する取組を本プロジェクトで一体化し、連携・協働しながら2020年東京オリパラ大会のレガシーとして、多様な形でスポーツの機会を提供することにより、新たに自覚達成に必要な1000万人のスポーツ実施者を増加させる。

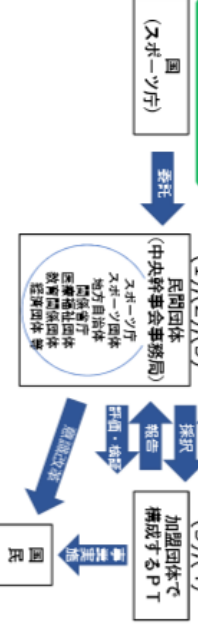
事業概要

- スポーツ実施者を新たに1000万人増加させることを目的として、関係省庁、地方自治体、スポーツ団体、経済団体等の国民のスポーツ振興に積極的に取り組む関係団体で構成するコンソーシアムを設置する。
- コンソーシアムに「中央幹事会」を設置し、プロジェクトを統括するほか、事業スキームの構築・評価、効果検証等を行う。
- 各種事業の実施に当たっては成果運動型民間委託（PFS）の仕組みを導入し、事業が戦略的に実施されるようにする。
- コンソーシアム加盟団体の自主的な連携による活動を促進させる仕掛けを実施し、スポーツ実施者の増加に向けた推進力、相乗効果を創出する。

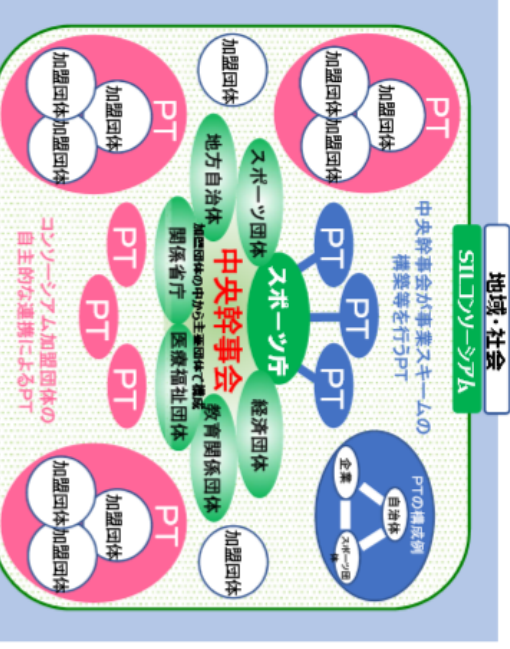
（具体的な事業）※は成果運動型の対象

- (1) 事業スキームの構築・評価、効果検証
- (2) 加盟団体の連携促進とスポーツの促進力に関する意識改革の取組
- (3) 加盟団体で構成するプロジェクト（PT）による課題（スポーツ実施の阻害要因）解決のための実証実験※
- (4) PTによるターゲット横断的なスポーツ実施者の増加策※
- (5) 安全なスポーツ活動環境などスポーツに関する情報提供の仕組みづくり

事業実施イメージ



体制イメージ

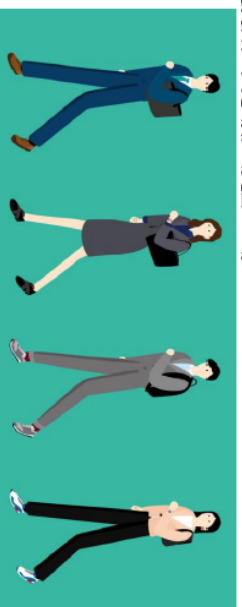
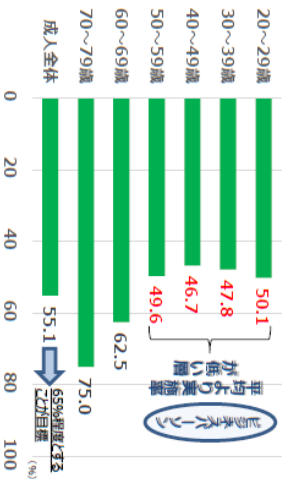


新たに1000万人のスポーツ実施者を増加

2020年東京大会のレガシーの創出  
（スポーツを通じた健康で活力ある社会の実現）

- ・いわゆるデジタルネイション世代は、**日々忙しく、なかなかスポーツをするための時間を確保できない状況**。
- ・そこで、普段の生活から気軽に取り入れることができる「歩く」に着目し、**「歩く」に楽しいを組み合わせることで、自然と「歩く」習慣が身につくプロジェクト**として「FUN+WALK PROJECT」を開始。
- ・まずは、1日の歩数を普段より**プラス1,000歩（約10分）**／日、1日当たりの**目標歩数として8,000歩**を設定。
- ・20代～40代のデジタルネイション向けのシミュレーションが活動として、「仕事」に「プロジェクト」を包含する「**歩きやすい服装**」を推進。

## ■年代別の週1回以上スポーツ実施率（成人のみ）

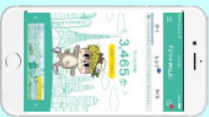


## 【歩きやすい服装（FUN+WALK STYLE）の推進】

底が柔らかく歩きやすい運動靴、デジタルシューズ、スニーカー、リュックバック、ストリッチ素材のズボンなど様々なスタイルを推進。運動時間や休憩時間、昼休み等の隙間時間を活用して、「歩く」ことからスポーツのきっかけづくりを図っていく。

## 「歩く」が楽しくなる仕組みづくり・大衆に訴求する普及広報の実施

### 【FUN+WALKアプリ】



◆歩数に応じて利用可能なクーポン  
歩けば歩くほど、お得なクーポンが受け取れる。  
クーポンで歩くモチベーションアップ！

◆ご当地キャラを活用したゲーム機能  
歩数に応じて、全国のご当地キャラクターが変身。  
キャラクターを収集できる図鑑機能等、ゲーム性を  
付与することで、歩くモチベーションアップ！

### 【ランパスターの任命】



# 「スポーツエールカンパニー」認定制度

- ・「働き盛り世代」のスポーツの実施を促進し、スポーツに対する社会的機運の醸成を図ることを目的として、平成29年度から、**社員の健康増進のためにスポーツの実施に向けた積極的な取組を行っている企業を「スポーツエールカンパニー」**（英語名称：Sports Yell Company）として認定する制度を創設。

・社員がスポーツに親しめる環境づくりを進める企業の社会的評価が向上することで、「働き盛り世代」をはじめとして、国民全体のスポーツ実施率の向上につなげていくことを目的とする。

・平成29年度認定企業は**217社**。平成30年度認定企業は**347社**。  
令和元年度は、**10月21日（月）まで申請を受付中**

<認定証>



<認定ロゴマーク>



## 【認定の条件等】

従業員が行うスポーツ活動に対する支援や促進に向けた取組を実施している企業であり、その取組及び企業が以下の（1）～（6）をすべて満たすこと。

- （1） 経営者をはじめ、企業全体で推進している取組であること
- （2） 企業内の取組が明確化されていること
- （3） 取組が企業の内部において周知されており、取組実績があること
- （4） 実施内容、導入手順、運用方法等の公表が可能であること
- （5） 労働関係法令等が遵守されていること
- （6） 暴力団及び代表者、役員、使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等に該当する者がいないこと

※東京都の「東京都スポーツ推進企業」認定制度及び新潟県の「グッド1スポーツカンパニー」（新潟県スポーツ推進企業）認定制度と連携して実施。



## 運動・スポーツ習慣化促進事業

(前年度予算額：180,000千円)  
2018年度予算額：180,000千円

### 事業趣旨・目的

多くの国民に対して、スポーツを通じた健康増進を推進するためには、地域においてスポーツ及び健康に関する行動に効率的にアプローチすることができる環境の整備を行う必要がある。運動・スポーツの無関心層や、疾病コントロール及びWELLの維持・向上のために医師からスポーツを推奨されている有疾患者を含め、多くの住民が運動・スポーツに興味・関心を持ち、その習慣化を図るためのスポーツを通じた健康増進に資する取組を支援する。このことを通じて、多くの国民のスポーツへの参画を促進し、健康で活力ある長寿社会の実現を目指す。

### 事業内容

地方公共団体におけるスポーツを通じた健康増進に関する施策を持続可能な取組とするため、多くの住民が運動・スポーツに興味・関心を持ち、その活動の習慣化につながる取組を支援する。具体的には、地域の実情に応じ、生活習慣病の予防・改善等に効果的なスポーツを通じた健康増進に資する以下の取組を支援する。

### 【共通事項】

行政内（スポーツ部局、健康福祉部高等）や域内の関係団体（大学、民間事業者、スポーツ団体、医療機関、健康関連団体等）が一体となり、効果的、効果的に取組を実施することができる連携、協働体制の整備を行う。



### 【選択事項（以下の取組①又は②のいずれか一つを選択）】

#### ①健康増進のための運動・スポーツ習慣化の実践

スポーツを通じた健康増進を一層推進するため、地域における運動・スポーツ無関心層へのアプローチや運動・スポーツ習慣化の課題解決を効果的に取組み、より一層事業の充実を図る。ターゲットはライフステージ別に以下のとおりとする（複数選択あり）。

- 1) ビジネスパーソン
- 2) 高齢者
- 3) 女性（中学生や高校生などの若年層又は成人）

### 【+α】

#### ①相談対応窓口機能

地域包括支援センターとの連携や、個別の人材を養成し「地域の窓口」として、地域住民の多様な健康状態やニーズに応じ、スポーツや健康に関する情報やスポーツ実施場所等を伝える窓口をワックスアップし、スポーツを通じた健康増進を推進する環境を整備する。そのため、地域の関係団体が一体となり、連携、協働体制や窓口の在り方について検討及び実践を行う。



#### ②官学連携

官学連携を行うことにより、大学に備わる専門的知識や施設を知の拠点として有効活用する。



相談者のニーズに応じ、最適な機関の紹介等を行う。

#### ②医療と連携した地域における運動・スポーツの習慣化の実践

生活習慣病（糖尿病、高血圧、心疾患など）及び運動器疾患（腰痛症、変形性膝関節症など）等の生活機能低下を伴うハイリスクな住民が、個人の健康状態に応じた安全かつ効果的なスポーツ習慣化の課題解決を効果的に取組み、より一層事業の充実を図る。ターゲットはライフステージ別に以下のとおりとする（複数選択あり）。

1) ビジネスパーソン  
2) 高齢者  
3) 女性（中学生や高校生などの若年層又は成人）



### 実施形態 都道府県・市町村に対する補助事業（定額）

## スポーツによるまちづくり・地域活性化活動支援事業

(前年度予算額：33,181千円)  
31年度概算要求額：40,000千円

地方公共団体、スポーツ団体、民間企業（観光産業、スポーツ産業）等が一体となり、地域活性化に取り組み組織である「地域スポーツミッション」等が行う、「長期継続的な人的交流を図る」「通期・通年型のスポーツアクティビティ創出」等の活動に対し引き続き支援を行い、「スポーツによる持続的なまちづくり・地域活性化の促進を図る」をさらに、31年度からは、民間団体等が行う、「武道等を活用した新規コンテンツの創出」の活動に対し新たに支援を行う。

支援

支援

支援

### 「通期・通年型スポーツアクティビティの創出」

アウトドアスポーツなど、自然環境や景観を活かす、年間を通して体験可能なスポーツアクティビティやその受入体制を構築し、スポーツによる恒常的な交流人口拡大を図る活動に支援。

### 「武道等を活用した新規コンテンツの創出」

地域の施設や世界に誇れる人的資源等を活かし、主にイベントに向けたコンテンツやその受入体制を構築し、「武道・ユースム」等を推進する活動を支援。将来的には地域スポーツミッション等と連携して「武道・ユースム」等に先導的に取り組む。

### 「長期継続的な人的交流を図るスポーツ合宿・キャンプの誘致」

地域の気候・環境・施設や、2019・2020のオカサスポーツイベント等に向け構築された連携体制等を活用し、長期継続的なスポーツチーム団体の合宿・キャンプ受入を図る活動に支援。

### 地方自治体

### 「地域スポーツミッション」

地方自治体、スポーツ団体、民間企業等が一体となり、スポーツ地域資源を統合したまちづくり・地域活性化の取組



第2期スポーツ基本計画で掲げる  
地域スポーツミッションの設置数目標  
56団体（2016年度）→83団体（2017年度）  
→170団体（2021年度末目標）



### 地方自治体

### 「民間団体等」

地方自治体と協働して「武道・ユースム」等に先導的に取り組む

第2期スポーツ基本計画で掲げる  
スポーツ団体の数  
150万人（2016年度）→187万人（2017年度）  
→250万人（2021年度末目標）

### 【地域への社会的効果】

- スポーツのまちとしてのアtractionアップ
- ローカルアtractionアップ・地域一体感の醸成
- 地域スポーツ人口・関心層の拡大
- 季節・年間を通しての誘客による、従事者の雇用安定

## スポーツによる持続的なまちづくり・地域活性化へ

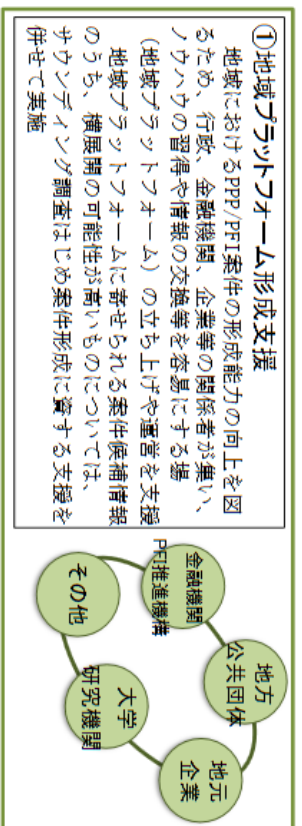
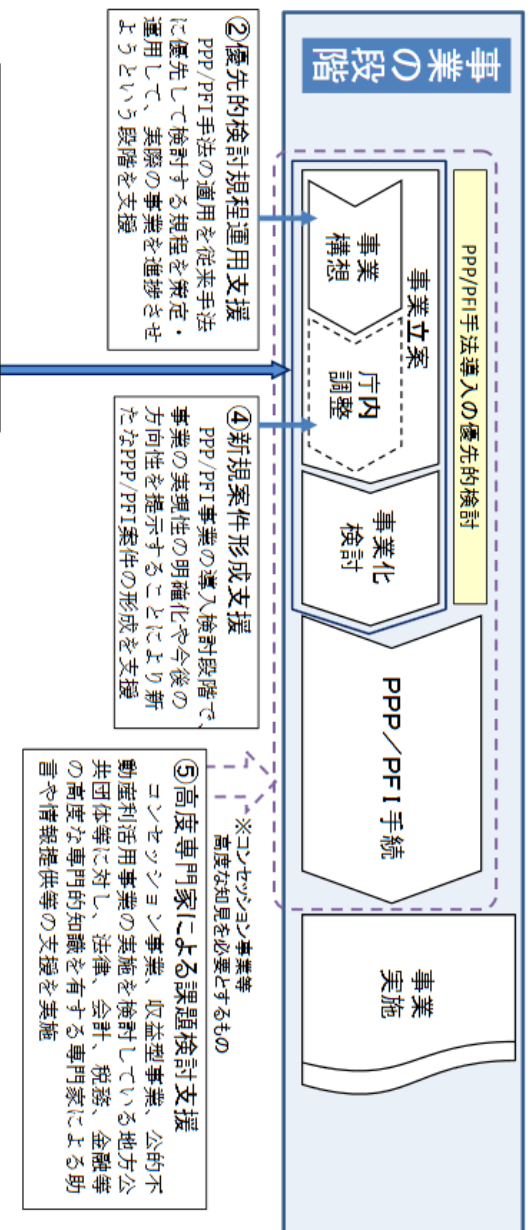
創出された優良事例を、  
全国へ展開

### 【地域への経済効果】

- 合宿参加者・スポーツツーリストの滞在に係る消費（宿泊・飲食・観光・物販など）
- スポーツアクティビティの参加料収入



平成31年度 PPP/PFI推進に資する支援措置



PPP/PFI地域プラットフォームの協定制度

概要

内閣府及び国土交通省は、地方公共団体を始め地域の関係者のPPP/PFIに対する理解度の向上を図るとともに、地域の様々な事業分野の民間事業者の企画力・提案力・事業推進力の向上やその能力を活用した案件の形成を促進するため、地域の産官学金が集まって、PPP/PFI事業のノウハウ取得や官民対話を含めた情報交換等を行う地域プラットフォームの代表者と協定を結び、活動を支援

協定内容

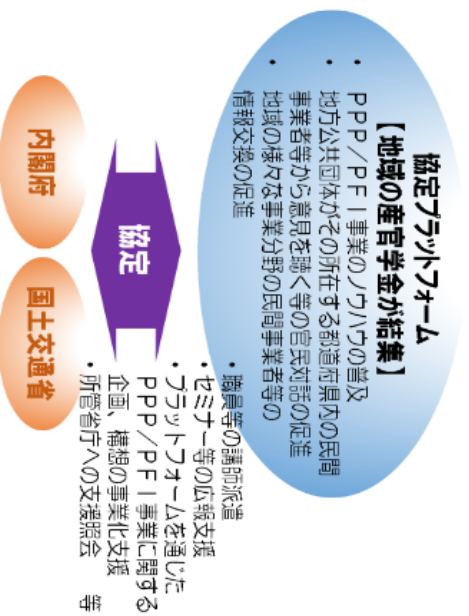
■対象となる地域プラットフォーム

- 要件
- ・代表者に地方公共団体(都道府県、政令指定都市等)が含まれる
- ・代表者と同一の都道府県内の地方公共団体、金融機関、民間事業者等から、構成団体としての参加の希望があったときには、原則としてこれを認める 等
- 次に掲げる機会を年1回以上提供
  - ・参加者のPPP/PFI事業のノウハウ習得の機会
  - ・地方公共団体がその所在する都道府県内の民間事業者等から意見を聴く等の官民対話の機会
  - ・地域の様々な事業分野の民間事業者等の情報交換の機会

■支援内容

- 関係省庁の職員及び専門家を講師として派遣
- 地方公共団体が協定プラットフォームを通じて検討しているPPP/PFI事業に関する企画・構想の事業化を支援 等

【協定プラットフォームイメージ】



## 目次

### はじめに

<b>I 地域プラットフォーム形成の意義</b> .....	1
1. 地域プラットフォームとは.....	1
2. 地域プラットフォーム導入の背景・必要性.....	2
3. 地域プラットフォームの機能.....	4
4. 官民対話機能の効果.....	5
<b>II 地域プラットフォームの形成・運営</b> .....	7
<b>II-1 地域プラットフォーム形成前の準備</b> .....	8
1. 担当部局の明確化、庁内体制整備.....	8
2. 地域プラットフォームの活動方針の策定.....	10
3. コアメンバーへの協力依頼.....	13
<b>II-2 地域プラットフォームの形成</b> .....	14
1. 活動計画の策定.....	14
2. 参加者の検討.....	17
3. 運営体制の構築、予算の確保.....	19
<b>II-3 地域プラットフォームの運営</b> .....	21
1. 実施内容(プログラム)の決定.....	21
2. 官民対話の題材準備.....	29
3. 官民対話の進め方.....	37
4. 開催の手順と留意事項.....	39
<b>III より効果的な進め方</b> .....	47

1. PPP/PFI 案件の形成過程における地域プラットフォーム活用のタイミング(開放的な対話と個別的な対話の使い分け).....	47
2. 地域プラットフォームの継続的な活動に向けた工夫.....	49
3. 地域プラットフォームの優先的検討規程への位置付け.....	51
4. 広域的な地域プラットフォームの形成とバンドリング.....	52
5. PPP/PFI 事業発案のための民間提案制度と地域プラットフォームの活用.....	54
6. 地方公共団体以外の団体が主導する地域プラットフォーム.....	56
<b>IV 地域プラットフォームの事例</b> .....	59
1. 福岡 PPP プラットフォーム(福岡市).....	59
2. 習志野市公共施設再生プラットフォーム(千葉県習志野市).....	63
3. 岡山 PPP 交流広場(岡山市).....	66
4. 盛岡市官民連携プラットフォーム(盛岡市).....	70
5. とやま地域プラットフォーム(富山市等).....	73
6. 浜松市官民連携地域プラットフォーム(浜松市).....	76
7. ふくい地域プラットフォーム(福井銀行等).....	80
8. 淡海公民連携研究フォーラム(滋賀大学等).....	83
9. 九州 PPP センター(㈱産学連携機構九州).....	86
10. その他、全国の地域プラットフォーム.....	89
<b>資料編</b> .....	91
地域プラットフォームに関する政府の方針等.....	91

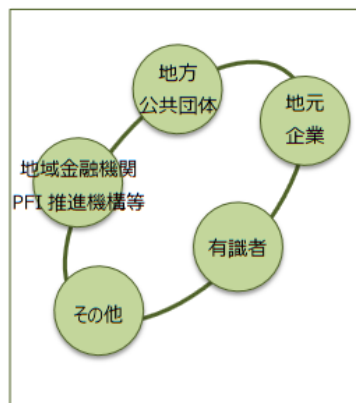
# 『PPP/PFI地域プラットフォーム運用マニュアル(平成29年3月 内閣府・国土交通省)』抜粋

## 1 地域プラットフォーム形成の意義

### 1. 地域プラットフォームとは

PPP/PFI 地域プラットフォーム（以下「地域プラットフォーム」という）とは、地域の企業、金融機関、地方公共団体等が集まり、PPP/PFI 事業のノウハウ習得と案件形成能力の向上を図り、具体的な案件形成を目指した取組を行う活動の場です。地域で多種多様な PPP/PFI 案件を恒常的に形成していくため、継続的に活動を行います。具体的には、地域において PPP/PFI 事業に取り組む上で障害となっている地方公共団体等の経験不足やノウハウの欠如、地域企業や関係者の理解不足などの課題を解消するため、PPP/PFI に関するノウハウ習得のための勉強会、個別事業への PPP/PFI 手法活用に関する官民対話等の取組を実施します。

〔図表 1〕 地域プラットフォームのイメージ



#### 主な取組

- 事例研究を通じたノウハウ習得
- 異業種間のネットワーク形成
- 具体案件の官民対話
- 民間提案の試行 等

#### 習志野市（千葉県）

テーマ：民間を活用した公共施設再編



#### 浜松市（静岡県）

テーマ：大合併後の公共資産経営



#### 岡山市（岡山県）

テーマ：未利用公有資産の有効活用



#### 神戸市（兵庫県）

テーマ：民間提案の促進



#### 福岡市等（福岡県）

テーマ：地域の枠を越えた官民ネットワーク形成



## 2. 地域プラットフォーム導入の背景・必要性

PPP/PFI の導入は、地域における新たなビジネス機会を創出・拡大して地域経済好循環を実現するとともに、地方公共団体の財政が厳しさを増す中で、公的負担を抑制しながら公共施設・インフラの維持を効率的かつ効果的に実施することが期待できることから、政府は PPP/PFI の活用を推進しています。

しかしながら、地域における PPP/PFI の導入は、地方公共団体と地域企業の官民双方にノウハウ・人材が不足しており取り組み方がわからないことや、大手企業に仕事を取られてしまった不安から地域企業や地域の関係者から理解が得られにくいことなどの課題が障害となり、まだ十分には進んでいない状況にあります。

また、PPP/PFI の活用に取り組んでいる地域においても、地方公共団体では PPP/PFI 手法の導入や公有資産の活用等に関するアイデアが思い浮かばない、民間から PPP/PFI 事業に関するアイデアや意見を提案できる機会が無いなどの意見があり、民間のアイデアやノウハウを取り入れ、より効果的な PPP/PFI 事業の形成を行うため、積極的な官民対話が求められています。

地域プラットフォームでは、具体的な活動として、PPP/PFI に関するノウハウ習得のための勉強会、個別事業への PPP/PFI 手法活用に関する官民対話などを実施します。そうした取組によって、地域において PPP/PFI 事業に取り組む上で障害となっている地方公共団体等の経験不足やノウハウの欠如、地域企業や関係者の理解不足などの課題の解消や、民間のアイデアやノウハウを事業計画に取り入れることによる事業の質の向上などが期待できます。

このように、地域プラットフォームは、地域で PPP/PFI に取り組む上での課題を解消するための取組を行う場として有効であることから、政府の施策においても各地域での形成が推進されています。

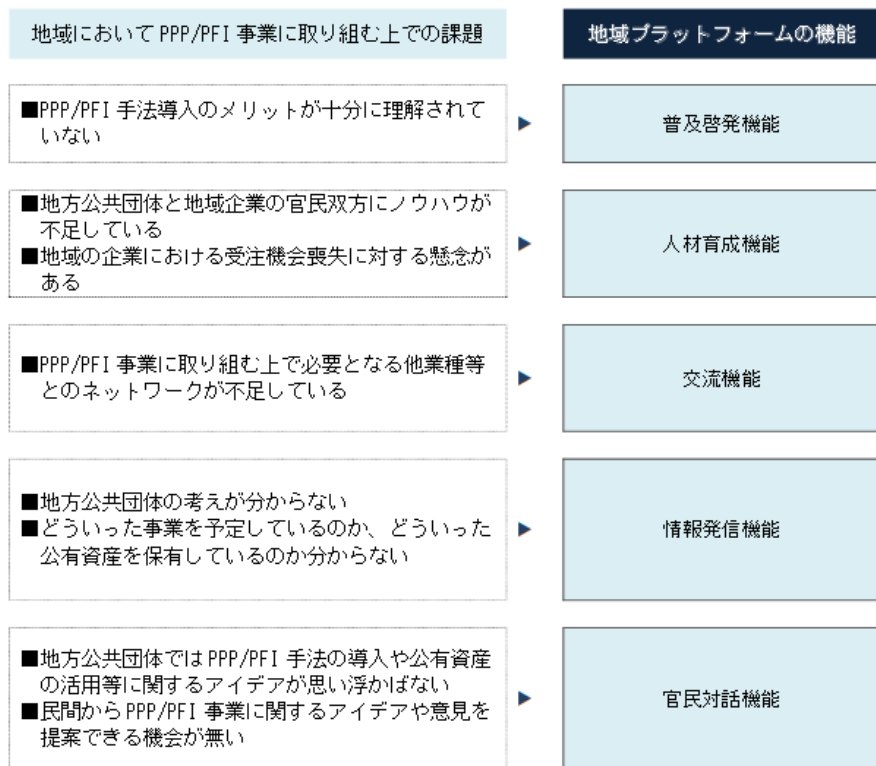


### 3. 地域プラットフォームの機能

地域においてPPP/PFI 事業に取り組む上では、前項で挙げたように様々な課題があると考えられます。地域プラットフォームは、こうした課題を解消するため、普及啓発機能、人材育成機能、交流機能、情報発信機能、官民対話機能等を具備することが可能です。

地域によって抱える課題や置かれている環境が異なるため、地域の状況に応じて必要なものを地域プラットフォームの機能として位置づけます。

【図表 3】 地域において PPP/PFI 事業に取り組む上での課題に応じた地域プラットフォームの機能



### II 地域プラットフォームの形成・運営

この章では、地域プラットフォームの形成から運営までの具体的な実施内容について、「形成前の準備」「形成」「運営」の3つの段階に分けて解説します。

なお、「IV. 地域プラットフォームの事例」において、既に形成されている地域プラットフォームがどのように形成され、どのような活動を行っているかを紹介していますので、併せてご参照ください。

【図表 4】 地域プラットフォーム形成から運営までのフロー

